

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

- (1) Box no. 3059
- (2) Folder title/number: (5)
Prefectural Reports - Tokushima
- (3) Date: _____, 1949 - Feb. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
9760	c

(5) Item description and comment:

Tokushima

(6) Reproduction: Yes No

(7) Film no.

Sheet no.

(Compiled by National Diet Library)

四 組合管掌事業所数三組合被保険者 男五二五五 女三三三三 計七四八九名

組合管掌被保険者平均報酬額 男七八二四 女四二一三一

五 組合管掌給付件数と金額四〇〇四件二七〇五三五六五〇

六 健康保険給付件数と金額五四四件一四七三三九七九一
 七 健康保険被扶養者給付件数及金額三四四件三九一五一一一
 八 船員保険被保険者給付件数及金額三九件一六七一九七一
 船員保険被扶養者給付件数及金額四三件一七五七三七一
 保険料徴収状況

種別	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	収納歩合
健康保険	五八七四〇〇	五八七四八八九	九三〇八二一九	〇・八〇一
年金保険	三〇〇三三三	三〇〇三三三	三〇〇三三三	〇・八〇一
船員保険	五〇〇三三三	五〇〇三三三	五〇〇三三三	〇・八〇一

船員保険法の適用を受けている船舶数と船員数

種別	船舶数	被保険者数	前月末の船舶数	前月末の被保険者数
汽船	七隻	一一六名	八隻	一二四名
機帆船	二三一隻	七三九名	二二八隻	七〇一名
漁船	一〇隻	一八五名	九隻	一七四名
計	二四八隻	一〇四〇名	二四五隻	一〇〇九名

徳保第シハ八號

昭和二十六年二月五日

徳島縣民生部保險課長

田國民事部

山下シヨージ 殿

民事部報告月報提出について

標記の件に關し十二月分左の通り報告致します

記

社會保險統計

一 政府管掌健康保險事業所 健九五四事業所

ニ 健康保險被保險者 男一四八七計二〇三五平均報酬四八六八一

三 厚生年金保險被保險者 女一〇〇三計二九〇二一平均報酬四八五五一

四 組合管掌事業所數三組合被保險者 男五二三四計七四八九名

組合管掌被保險者平均報酬額 男七八二四一 女四二一三一

五 組合管掌給付件數と金額 四〇〇四件二七〇五三五六五〇

六 健康保險給付件數と金額 五四四件一四七三三四七九一

七 健康保險被扶養者給付件數及金額 三四四件三九八五一一一

八 船員保險被保險者給付件數及金額 三九件一〇七一九七一

國民健康保險

一 國民健康保險組合の種類及び組合種類別の被保険者

二 市町村營被保険者數 一九六、五三〇名

三 組合營被保険者數 九、一四一名

一 審査取扱件數 三件

二 審査處置 一件

三 傷病手當金を追加支給すべきもの 二件

四 申立が立たないもの 二件

理由 被保険者であつた期間が五年未滿で脱退手當金の資格
條件を缺くもの

徳島縣社會保險相談所報告

利用状況

保險の種類	相談内容	件數	利用者	種類	末
健康保險	傷病手當金	四件	被保険者	四	答
		六件		手續	指導
		二件	遺族	〃	

健康保險	家族療養費	療養給付	五件	被保險者	手續	指導
			二件	専業主	説	明

厚生年金保険被保険者男女一八八八三計一八七三平均報酬八六一一

四組合管掌事業所敷三組合被保険者男女三三三三計七四七七名
 組合管掌被保険者平均報酬六六八一

五組合管掌給付件数と金額三三一件金額一四一八八一
 六健康保険給付件数と金額六七一件金額一七〇九一一
 七健康保険被扶養者給付件数及金額三六〇件三八六三三一
 八船員保険被保険者給付件数及金額四七件一五六一一一
 九船員保険被扶養者給付件数及金額三件一四〇〇〇一
 保険料徴収状況

種別	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	収納歩合
健康保険	四九七九八	四九七九八	一三九八	四九八
年金保険	三三三三三	三三三三三	三三三三	三三三
船員保険	八八八八	八八八八	八八八	八八八

船員保険法の適用を受けている船舶数と船員数

種別	船舶数	被保険者数	前月末の船舶数	前月末の被保険者数
汽船	八	一三四	八	一三三
機帆船	二二八	七〇一	二三四	七〇一
漁船	九	一七四	九	一七六
計	二四五	一〇〇九	二五一	一〇一〇

保第 一九 號

昭和二十六年一月五日

德島縣民生部保險課長



民生部山下若一君殿

民事部報告月報提出について
標記の件に關し十一月分左の通り報告致します

記

社會保險統計

- 一 政府管掌健康保險事業所 健九四四事業所
- 二 健康保險被保險者 男一四七〇年九八〇事業所
女一四七〇計二〇〇三八平均報酬四八七四
- 三 厚生年金保險被保險者 男一八九三計二八七五四平均報酬四八六一
女一八九三計二八七五四平均報酬四八六一
- 四 組合管掌事業所數三組合 被保險者 男三三三計七四七七名
女三三三計七四七七名
- 組合管掌被保險者平均報酬額六六八一

- 五 組合管掌給付件數と金額 三三一件金額二四一八一八四一
- 六 健康保險給付件數と金額 六七一件金額一七二〇二一四一
- 七 健康保險被扶養者給付件數及金額 三六〇件三八六四三五一
- 八 船員保險被保險者給付件數及金額 二件一八一八一

Monthly Activities Report
Month of November 1950
Tokushima Pref

保険の種類	相談内容	件数	利用者	結果
健康保険	被保険者證	一	健康保険委員	同答済
"	傷病手當金	七	被保険者	"
"	療養給付期間	二	被保険者	同答済
"	看護費	一	"	手續指導
"	"	一	"	同答済
厚生年金保険	障害年金	一	"	手續指導
"	"	一	"	同答済
船員保険	失業保険	一	"	手續指導
"	遺族年金	一	遺族	"

備考

被保険者ならびに被扶養者に対する社會保険の診療を円滑むらしむる目的を以て社會保険診療に關する疑義解釋なるパンフレットを作成保険醫に配布した

- 一 取扱件数 17件
- 二 診療報酬審査會の取扱件数 100%
- 三 拂込遅件数 100%
- 四 事務所収入と支出額

収入額 17,581.17
 支出額 17,141.00

國民健康保險

一 國民健康保險組合の種類及び組合種類別の被保険者

ニ 市町村營被保険者數 一九六四九一

三 組合營被保険者數 九一〇一

一 審査官取扱件數 二二件

審査處置

被保険者の自殺行は故意に保険事故を生せしめたものでないか、寡婦年金を支給するものとする一件、法人の事務所として厚生年金の適用を受けていた事務所以外の場所において働いたため、その期間被保険者の資格を缺乏脱退手當金の受給資格がなをら一件

徳島縣社會保險相談所報告

利用状況

保険の種類	相談内容	件數	利用者	結果
健康保險	被保険者證	一	健康保險委員	同答濟
"	傷病手當金	七	被保険者	"
"	療養給付期間	二	被保険者	同答濟
"	看護費	一	"	手續指導

十一月分月次進行報告

一 保険料徴収状況

保険料納入は事業主の自覺に依り漸時上昇中なるも悪質事業主に對し滞納處分を強行したるが保険料納入には良き結果を見ることが出来なかつた爲め當保險課としては、悪質事業主八〇件を指定場所に呼び出し個々に直接し保険料納入に對し強く督勵をなし並に約書に支拂計畫表を作らしめ納^滞保險料一括の爲め全員目標貫徹に^速進し別表の成績をなしたり

船員保險

昭和二十五年十一月二十一日厚生省令により船員保險施行規則一部改正せられ爲にこれが改正の周知會及事務上整備に忙殺せられた事は本期徴収計畫に大なる支障を來した然し茲ながら十二月に於ける徴収を一段と強化し予定の計畫を實現すると共に圓滑なる船員保險法の運営に努力を傾注せんとするものである

その他

船員保險施行規則一部改正せられ十二月一日より 實施するた
め各郡單位に改正規則説明會を開催した。

社會保險統計 記

一 政府管掌健康保險事業所 健康保險九四三事業所
 二 健康保險被保險者 男一四四九二 女一四四九二 計一八九八四平均報酬四八四三一
 三 厚生年金保險被保險者 男一八四〇〇 女一八四〇〇 計一六八〇〇平均報酬四八五九一
 四 組合管掌事業所數三組合 被保險者男一七〇名 女一七〇名 計三四〇名
 五 組合管掌被保險者平均報酬額六〇八八三〇〇
 六 組合管掌給付件數と金額件數四九三件金額一〇一五〇五五
 七 健康保險被扶養者給付件數及金額四七六件金額一〇八八五五五
 八 船員保險被扶養者給付件數及金額三八二件金額三三九一三〇一
 九 船員保險被扶養者給付件數及金額九件一五一一八七一

種別	徵收決定濟額	收納濟額	收納未濟額	收納歩合
健康保險	ИПКЕДОЕККИ НК	ИПКЕДОЕККИ ИИ	ИИКОЕККИ ИИ	ОКПК
年金保險	ИПКЕДОЕККИ КО	ИПКЕДОЕККИ ИИ	ИПКЕДОЕККИ ИИ	ОКПК
船員保險	ИПКЕДОЕККИ НК	ИПКЕДОЕККИ ИИ	ИПКЕДОЕККИ ИИ	ОКПК

0 qsm

保第1210 號

昭和二十五年十二月七日

四國民事部山下ジョージ

殿

備島縣民生部保嶮課長

民事部報告月報提出について
標記の件に關し十月分左の通り報告致します

記

社會保嶮統計

政府管掌健康保嶮事業所
健康保嶮九八三五事業所
健康保嶮九八三五事業所

775013

被保険者であつた者の相続人に徳島縣知事は病手當金四千四百八拾八圓を追加支給するものとする

徳島縣社会保険相談所報告

利用状況

保険の種類	相談内容	件数	利用者	顛末
健康保険	療養給付	七件	被保険者	回答又は手續指導
	同	一	保険 _二 込	回答 済
	哺育手當金	一	被保険者	同
	看護の給付	二	同	同
	傷病手當金	四	同	同
	同	一	健康保険委員	同
	療養費	三	被保険者	調査の上手續指導
	診療報酬	一	健康保険委員	同 答 済
厚生年金保険	障害年金	一	被保険者	手續指導
	寡婦年金	一	遺 族	同
	脱退手當金	一	被保険者	同
	整形外科療養 所入所旅費	一	障害年金受給者	同 當 済

備考
 なお被保険者及び被保険者たりし者の申出によつて調査の上保険_二法の「パラアミノサルチル酸ナトリウム」の使用ならびに船員保険法の適用もれについて徳島縣知事及び徳島縣民生部保険課長へ勸告した

船員保法の適用を受けている船舶数と船員数

種別	船舶数	被保険者数	前月末の船舶数	前月末の被保険者数
汽船	八	一三三	八	七二二
機帆船	二三四	七〇一	二三三	七二二
漁船	九	一七六	九	一五九
計	二五一	一〇一〇	二五〇	一〇〇四

国民健康保険

国民健康保険組合の種類及び組合種別の被保険者

市町村営被保険者数

二〇七一一七名

組合営被保険者数

九一〇三八名

審査官取扱件数

一件

審査處置

被保険者であつた者の相続人に徳島縣知事は病手^傷當金四千四百八拾八圓を追加支給するものとする

徳島縣社會保險相談所報告

利用状況

保険の種類

相談内容

件数

利用者

類

末

九月の台風は各事業所は予期以上に被害を蒙り大て復舊に相成り
 日を要するものあり
 此に關連して附带的に金づまりの生じた事業所が各所に續發し
 つつあるが係員の努力によりその困難を克服して漸く左の如く
 結果を見た

滞納事業所 二九〇件

完全徴收のもの 四〇件

内金徴收せしもの一七〇件

徴收目標 結果

健康保険 七五% 健康保険 六四%

年金保険 七五% 年金保険 七三%

船員保険 六〇% 船員保険 五二%

船員保険 保険料の徴收については前月分の不振をカバーすべく努力を爲

したのであるが機帆船運營の不振、阿波共同汽船株式會社所屬船
 の沈没の影響は本徴收にも大きく影響し徴收は困難なる現狀に
 あるも總ゆる努力を傾注し本期の目的を遂行する方針である

徳島縣社会保険診療報酬支拂基金事務所

一 取扱件数	二五八四件
二 診療報酬審査會の拒絶率	〇・一五%
三 拂込遅延件数	一七九件
四 事務所収入と支出	
収入額	一五九一四〇〇
支出額	一四〇〇四〇〇

月次進行報告

一 保険料滞納整理

九月の台風は各事業所は予期以上に被害甚大で復舊に相當の時日を要するものあり
 此に關連して附带的に金づまりの生じた事業所が各所に續發しつつあるが係員の努力によりその困難を克復して漸く左の如く結果を見た

滞納事業所 二九〇件

完全徴收のもの 四〇件

内金徴收せしもの一七〇件

徴収目標 結果

Subject

健康保険事業計画 (三、四半期分)

一 保険料滞納整理計画
昭和二十五年九月ジエーンキジア台風に見舞はれ三、四半期の計画は目標の八割を達成した外被害甚大なる事業所のある周邊は被害を理由に保険料納入の延期當然感へる様子が見受けられるので此等のもに對し徹底的に調査の上徴収に萬全を期し被害甚大なる事業所は其の再建を促進しながら徴収に當る

實施計畫表

十月	目標	七五パーセント	事務官三名全地域に亘り徴収
十一月	目標	八〇パーセント	差押物品の整理及び徴収強行徴収
十二月	目標	八五パーセント	滞納保険料整理強行月間課員 係

船員保険事業計画 (三、四半期)

一 船員保険料滞納整理計画
昭和二十五年九月を滞納整理月間として強力に保険料徴収を實施の豫定にありたるもジエン及キジア台風により船舶と共徴収計画も今期に主力を傾注するより外なく機帆船を主として運面の困難に比例して自發的納入率は低下の現状にあるも徴収救(特に郡部)の増加と共に強力に滞納整理を實施し前期の一をカバーし本期の目的を達成せんとす。

Subject, Report of 3rd quarter schedule and goal concerning health insurance

保保第一五八一號

昭和二十五年十月七日

伊島縣民生部保險課長

伊島縣民生部
山下ジョージ 殿

第三四半期計畫書並に目標報告書提出について
標記の件に關し別紙の通り報告書提出致しますから宜敷く御取計
下さる様御願ひ致します。

健康保險事業計畫

(三四半期分)

一 保險料納整理計畫

775013

尙昭和二十五年八月三十日現在の徴収状況は次の通りである

徴収決定額

三九七八八五五

收納済額

二四二四三二一

目 標 率

四八パーセント

目 標

十二月末日八〇パーセント

届出報酬月額の適正化及未適用船の一掃計画について等は總ゆる機会を促へ実行するも前に保険料徴収を主力にするため積極的なる調査及適用は次期に予定せんとする方針である

國民保険事業計画(三四半期)

實施月日

實 施 事 項

實 施 對 象

自九月十日

第一次實施期間

未開始市町村

至十月九日

國民健康保險再建個別指導

自十月十日

第二次實施期間

至十月卅日

國民健康保險再建個別指導

十一月月上旬

國民健康保險事務講習會

國保實施町村事務擔任者

給付事業計画(三四半期)

社會保險醫療事務打會會

期間

自 縣下都市別に實施

主 催

德島縣保險課 德島縣醫師會

德島縣診療報酬支拂基金事務所

德島縣齒科醫師會

對 象

縣下保險醫及び保險齒科醫指定するもの

保 險 施 設

十月模範健康勤勞者表彰實施中をり

Subject: Statistical Report on Insurance in the month of August, 50.

A.R. Ma
G.Y. Key
File

昭保第一五六九號

昭和二十五年十月四日

德島縣民
衛生部
保險課長

四國民事部
山下 芳一 殿

民事部報告月報提出について
標記の件に關し八月分左の通り報告致します。

社會保險統計

一 政府管掌健康保險事業所
健康保險九二八事業所
年金保險九六七事業所

二 厚生年金保險者
男 一四六二二
女 三三三三
計 一八九九六
平均報酬四八一七一

三 厚生年金保險被保險者
男 一八七三八
女 八七五八
計 二八四九六
平均報酬四八六七一

四 組合管掌事業所數三組合
被保險者男 一三二四
女 一六八
計 一四九二名

組合管掌被保險者平均報酬額六一二四六六

組合管掌給付件數と金額ニ五九七件金額一六八三二七九一

健康保險給付件數と金額五〇〇件金額一三一四四三一



利用状況

保険の種類	相談内容	件数	利用者	結果
健康保険	療養給付について	二件	保険醫	回答済
"	"	四件	被保険者	"
"	家族療養費	二件	"	手續指導
"	診療報酬	二件	保険醫	調査の上回答済
"	任意包括届出について	一件	労組従業員	手續指導
"	療養費	一件	被保険者	"
船員保険	療養費給付について	一件	"	回答済
"	失業保険金について	一件	"	調査の上回答済
厚生年金保険	寡婦年金について	一件	遺族	手續指導
"	義肢の支給について	一件	被保険者	調査の上手續指導
共済組合	看護の給付について	一件	保険者	回答済

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所

- 一 取扱件数
- 二 診療報酬審査會の拒絶率
- 三 拂込遅延件数
- 四 事務所収入と支出額

二件
 〇.三三パーセント
 支出入額
 一〇三六八パーセント
 一〇三六八パーセント
 〇

健康保険の種類	相談内容	件数	利用者	顛末
健康保険	療養給付について	二件	保険醫	同答済
	家族療養費	二件		手續指導
	診療報酬	二件	保険醫	調査の上同答済
	任意包括届出について	一件	労組従業員	手續指導

国民健康保険

国民健康保険組合の種類及び組合種類別の被保険者

市町村管被保険者数 二二四、八〇八名

組合管被保険者数 九、六四名

審査官及び国保審査會

審査取扱件数 二件

審査處置

徳島縣知事は家族療養費^{一件}目拾五圓を追加支給すべし 一件

給付決定の計算に誤謬があつた

棄却決定

審査請求後給付決定の計算に誤謬のあつたことがわかり徳島縣知事は請求者に追加支給したので審査請求の目的が消失した

徳島縣社會保険相談所報告

利用状況

PM

徳島縣社會保險時報

第二十三號

昭和二十五年十一月十五日

徳島縣民生部 保險課

財團法人 徳島縣社會保險協會

体 操 禮 讚

明治節が文化の日となつて三回目の十一月三日に、終戦後忘れられていた國歌君が代の響きを聞いてなつかしく思われた。君が代は我々國民が、久しく口に耳にして來たのであつたが、戦争に敗れて後は、君が代は、天皇の歌であるから民主主義に反するとか、戦争を肯定するものであるとか、そんな考え方をすることがわるいとか、よいか、或はまたそんなことはわかり切つたことだとか、いや、わかり切つたことではないとか、いつてやめられていたのであるが、この國歌君が代が、復活提唱されるようになったことは何にして嬉しく思うのである。

しかしこれは國歌君が代のみでなく、他にもこのような事例が存在している。戦時中に行われていたものであつても、その目的を戦争というところから離れて考へるときは、廢止するにしのびないようなものがあつたのである。例えば、戦争中に行われていた隣組の制度とか、各事業所において行つていた体操、修養會、又は各家庭において行われていた食物に對する感謝の祈りなど、戦争がすんでからは戦時中に行われていたという理由で、跡形もなく廢止せられたようである。この頃事務室で、晝食のお辨當をいただくときでも、誰も、戦時中にしてはいたように感謝して、晝食をするというような者がいないのみならず、晝食

の時刻が來ていないのに、お辨當の蓋をあけるのを見ては慨歎に堪えないのである。晝食をするときに、これらの食物をこしらへた人々の勞苦を忍び、その人々の努力によつて、無事に生活していることを感謝し、その意を表すことは、何も戦争につなかりをもつものでなく、當時の爲政者がどのような考へであつたかは知らないが、戦争最中にはじめられた行事であつても、これは民主主義の國家をつくる基盤となる、社會連帶責任の觀念を徹底せしむる上からも、大切な事と考へられ残念でたまらないのである。

戦争中事業所では、始業前又は午食後休憩時間などを利用して、体操の會を催し、被保險者の健康の保持増進をはかり、相當の効果を収めていたのである。これも當事の爲政者が戦争と結びつけて、戦争目的の完遂のために奨励していたという理由で廢止され今日に至つては、体操は何も戦争を挑發するものでもなく、平和を攪亂するものでもないものである。いづれの國の國民も、世界の平和を求めると共に、個人としてはその肉體の健全であることを念願している。

怪我のときに、蒙むる經濟上の危險から救われても、肉體の苦痛から逃れることはできないのである。しかし、怪我は注意して居れば、災害を蒙らないですむこともあり、その程度を軽くすることもできるのである。

病氣はいつ起るものかわからないものではあるが、日常の心掛によつては未然にこれを防ぐことができ、又一生を通じて罹病することなく天壽を完うすることもできるのである。それがため野球、庭球、排球などの、体育施設が行われているが、野球、庭球、排球などは、老幼男女だれでもできるというものではなく、相當な体力の保持者でなければならず、設備も必要であり、人数も揃わなければならぬので、誰でも、どこでも、するといふわけには行かないのである。それで如何に小さな事業所であつても、何等の設備も、費用も必要なく、誰でも實施することができ、最も効果のあるものは体操である。

昔は机一つ拵えるにも、其處の主人が妻なり子供を手傳わせて、或は平たい板を削り、或は細長い板を鋸で切つて、其の一家で組立てて机を拵えたのが、段々と分業になつて、机一つ拵えるにも、朝から晩まで板を切つている者は、製板工場で板ばかり切つている。これを削る者は、一日削つてばかり居ると云うような有様である。このように分業の結果は、保健衛生上どういふ弊害が起るかといふと、そこに精神的に興味がなく、面

白く愉快に働くこと云うことが少くなつて来るのである。自分の手一つの仕事を熱心に骨折つて拵えると大變に氣持が好いものである。そう云う工合に、自分で總ての仕事完成すると興味が湧いて来るが、分業になるとさつぱり興味がなく、愉快に氣持よく仕事をしないから消化作用が鈍つて来るのである。そうして相當に勞力なり、エネルギーを消耗するので所謂健康障害が起るのである。

これを「仕事」の面から見れば、一日立ちて仕事している者は、三時間でも五時間でも立ちて仕事をしている。また仕事によつては、腰を曲げて長い時間の間毎日仕事をする者もある。このような勞働の状態から偏頗な發育をするのであるから、是で身体の健康を保持していくには、調子の取れた全般的な体の動かし方をせなければならぬのである。そういうことから野球、庭球など結構なことであるが、設備なり、人員の關係で、誰もがするということではできないが、体操なれば、誰でも、何時でも、何處にてもできて、十分な効果を發揮することができるのである。

体操は「ラジオ体操」であつても、市民体操であつても、産業体操であつてもよいと思ふのである。朝なり、晝なり、五分でも十分でも、手を伸ばしたり、足を伸ばしたり、足を左右に曲げたりするといふことが、圓滿なる身体の發育と、保健上に非常なる効果を齎すこととなるのである。

このよゝうな意味で、各事業所において、体操を實施さるゝようお奨めする次第である。

船員には被保險者證 家族には被扶養者證を

船員保險の被保險者や船舶所有者から、船員保險の被保險者にも健康保險の被保險者と同じように、被保險者證を交付して貰いたいという希望がかねてからあつたのであるが、このたび船員保險法施行規則の一部が改正せられ、十二月一日現在

にて被保險者證が交付せらるることになつたのである。被扶養者（家族）の診療についても、保險醫にこれまで提示していた船員保險家族療養證明書が廢止せられ、新たに被扶養者證が交付なつて、十二月一日からはこの被扶養者證にて保險醫の診療を受けることになるのである。ついでには被保險者で現在被扶養者を有する者は、被扶養者届を提出して被扶養者證の交付を受けることになつている。

健康保險の被保險者證には、被扶養者の診療のため被扶養者欄がもうけられ、一枚の被保險者證を被保險者と被扶養者とが使用しているが、船員保險では被保險者證と被扶養者證を各々別個のものとして交付することになつている。

新に被保險者が資格を取得したときに、船舶所有者はその被保險者が被扶養者を有するときは、次のような事項を記載した届書を、その住所地を管轄する都道府縣知事に提出することになつてい

一、被保險者の氏名、生年月日及び資格取得年月日。

二、被扶養者の職業、住所、氏名、生年月日及び被保險者との續柄。

三、被扶養者が被保險者の直系尊属、配偶者及び子以外のものなるときは同一の世帯に屬したる年月日及び扶養するに至りたる事由。

都道府縣知事が被保險者證又は被扶養者證を被保險者に交付するときは、その船舶所有者に送付し船舶所有者は、被保險者證に被保險者の住所を記載してこれを交付する。被扶養者證は、その所定の個所に、被保險者からさきに提出せる被扶養者調書に基づいて、被扶養者の氏名、男女別、生年月日及び被保險者との續柄ならびに被保險者の住所を記載し、船舶所有者の認印を押捺して被保險者に交付するのである。これらの被保險者證及び被扶養者證の記載事項に異動ができたときは、被保險者は遅滞なくこれを船舶所有者に提出して改訂又は記載をして貰うことになつている。なお被保險者證及び被扶養者證は、毎年十二月一日現在で新に調製することになつてゐるので、若し更新しない被保險者證及び被扶養者證があつても、この日以後は無効になつて使用することができないのである。

被保險者がその資格を喪失すれば十日以内に、船舶所有者は被保險者證及び被扶養者證を回收して、住所地を管轄する都道府縣知事に返納することになつてゐる。若し被保險者の資格を喪失した

(3) 保 險 時 報 第廿三號

ときに保険醫の療養を受けているときは、療養を受けないようになつてから十日以内に、船舶所有者の住所を管轄する都道府県知事へ被保険者であつた者から返納するのである。

被保険者の資格喪失前の傷病で、喪失後引き続き療養の給付を受けんとするときは、資格喪失後の療養受給届に被保険者証又は被扶養者証を添えて、船舶所有者の住所を管轄する都道府県知事へ提出してその表面に傷病名及び療養期間を記載して貰うのである。

船舶所有者は毎年三月三十一日現在における、被扶養者の男女人員を四月十日までに、住所を管轄する都道府県知事へ報告せねばならないことになつてゐる。

被保険者証ならびに被扶養者証についての船員保険法施行規則の改正と同時に、次のような事柄が同じく施行規則で改められている。

療養費の支拂については、これまで被保険者は診療を受けた、醫師の診療所を在地在を管轄する都道府県知事へ申請書を提出していたが、このたび船舶所有者の住所が本縣であれば徳島縣知事へ申請書を提出することに改められたのである。

傷病手当金の請求書も、これまで保険醫の診療所の所在地、或は被保険者の住所を管轄する都道府県知事へ提出していたのが、船舶所有者の住所を管轄する都道府県知事へ請求することになつたのである。

遺族年金障害年金などの各種年金の支拂事務は、厚生省で直接取扱つていたのであるが、この支拂事務が、このたび船舶所有者の住所を管轄する地方廳へ移管せられ都道府県知事が扱うこと

標語の募集

一、應募資格

二、標語の内容

三、應募標語数

四、應募方法

五、應募締切期日

六、審査

七、賞品

八、發表

九、その他

健康保険厚生年金保険の被保険者。保険料は健康保険給付の財源でその納入の成績が健康保険ならびに厚生年金保険事業運営の根幹であるという重要性を簡明に表したるものとする。應募者一人に付二句以内。應募者は「官製はがき」に標語を一句又は二句記載して必ず所属事業所の名稱及び被保険者証の記號番號氏名を明記し徳島縣民生部保険課内財團法人徳島縣社會保險協會宛とし表面に標語募集と朱書せられたい。昭和二十五年十一月三十日。審査は財團法人徳島縣社會保險協會において行ふものとする。一等賞金五百圓 一名 二等賞金三百圓 一名 三等賞金二百圓 一名 昭和二十六年一月十五日發行徳島縣社會保險時報第二十四號に登載發表。當選句に對する一切の権利は財團法人徳島縣社會保險協會に歸屬する。應募した「はがき」は返戻しない。應募締切期日經過後受理せし應募標語は無効とする。

になつたのである。しかし是等の保険給付の決定については、これまでのように厚生省において原 生大臣が決定するのである。

保険料滞納整理

年末強調期間について

社會保障制度に關する報告が、社會保障制度審議會から十月十六日政府に提出されたが、審議會ではこのように報告するまえに、社會保障制度研究試案要綱を發表し、各地において公聽會が開催され、各階層の人々から數百件のぼる意見が提出されたが、いづれの公聽會においても、社會保障制度の早急實施の要望の強かつたことが窺はれるのである。

この社會保障制度の基盤をなすものが社會保障である。●から、現行の健康保険ならびに厚生年金保険についても勤勞大衆がどのよりに、重大な關心をもつてゐるかということ が考えられ、事業主においても、この際これらの制度に對し一應その考えを、再検討する必要があるように思われる。

健康保険ならびに厚生年金保険は、勤勞者の生活と緊密なるつながりを持つて居りこの制度なくしては一日も安心して生活することができないのである。

これらの制度の運営の原動力をなすものは、保険料であるから、その納入成績の如何によつて運営が、圓滑に或は不圓滑になるのみならず、被保険者の生計に重大なる影響を及ぼすことになるのである。現在保険料の納入成績は、甚だ芳しからず、その収入歩合は五割に過ぎず、この儘に推移すれば、年度末には三十億圓以上の赤字を生じ、財政的危機を招來する可能性

が多いので、何とか、この際施策をせねばならぬ羽目に至つてゐるのである。これまでは経済上の金詰りとか、台風等の被害を考慮して、微温的な手段によつて、保険料の納入を督促していたが、「背に腹はかえられない」という現況なので、年末を控へ最後に残された一手によつて、悪質滞納

者は告發處分することとし、この際滞納保険料の一括を期するため、十一、十二月を滞納整理年未強調期間と定めて、課員總動員にて強力に實施してゐるのである。事業主におかれては、保険財政を篤と御賢察の上、至急に完納せらるるよう御協力をお願いする。

社會保障制度勸告の概要

社會保障制度審議會では過般試案要綱を發表して全国各地において公聽會を催しその成案を急いでいたところ去る十月十六日同審議會より政府に對し勸告が行はれた。その概要は次の通りである。

先づその根本的態度として「國家が國民の生活を保障するからといつてそのために國民の自主的な責任觀念を害してはならないので、その意味において社會保障の中心は自分で必要な經費を分擔し讓出する社會保障制度でなければならぬ」としてゐる。而してこの保障制度によつて社會保障を行う方法は色々あるが差當り現在の經濟情勢の下では「國民の勞働力を維持し全國民の健康を保持することに重點を置き、現在の各種社會保障制度を統合し給付の擴充と負擔の公平を圖る」ことを企圖してゐる。現行の社會保障制度には健康保險法、國民健康保險法、國家公務員共済組合法、船員保險法、厚生年金保險法、失業保險法及び労働者災害補償保險法によるそれぞれの制度があるが勸告にはこれらを統合して

(イ)短期の保険つまり病氣やお産、死亡に関する保険。

(ロ)長期の保険つまり老令、廢疾、遺族の保險。

(ハ)失業保險。

(ニ)業務災害保險。
の四種類とし(イ)及び(ロ)の中に被用者(他人に使用されて賃金や給料を得てゐるもの)とそうでない一般國民との二つを分類してそれぞれについて違つた保障制度を考へてゐる。

短期保險

短期保險の中被用者保險は大體從來の健康保險と同じ制度であるが、公務員については從來のよくな別扱いをやめ、また今まで制度の中に入らなかつた五人未満の小事業所の被用者も入れることとし、都道府縣ごとに單位を作つて經營することとし、(但し船員については例外的に別箇のグループとして扱う)健康保險組合のような自治的組合は存続するが今までの全國一本にまとめた政府管掌という形はとらないこととしてゐる。給付で

は病氣に對する豫防を新に給付の中に入れたこと療養給付の期間を一年延長して三年とし、傷病當手金支給期間も結核について一年半を延長して三年間とする。分娩費は三千圓、哺育手當金は月額三百圓、葬祭料は五千圓としてゐる。家族給付はこれまで半額支給であつたのを七割支給にしようとしてゐる。

一般國民の保險は大體現在の國民健康保險と狙いは同じであつて被用者とその家族以外の國民を對象とし、市町村及びその連合体が經營する。給付の費用はその七割までを保險で賄い三割は自分で負擔する建前で分娩費は二千百圓、葬祭料は三千五百圓ということになつてゐる。

長期保險

次に長期保險はどうかという、國の經濟事情が十分回復するまでは原則として被用者についてだけこの制度を設けることにするが極めて限定された場合には一般國民に對する年金(掛金なしの)を與えようとする、被用者の長期保險は大體現在の厚生年金保險制度や恩給の制度に似てゐる。長期に亘る給付と巨額の財源を要するから政府が經營主体となり、老齡年金、遺族年金、廢疾年金(又は手當金)を給付の内容とする。老齡年金は十五年の資格期間を要し男子は六十才、女子は五十才を支給開始時期とする。現在の停年制がこの六十才の線に歩調を揃へることを前提としてゐる。年金は二千圓程度の額であるが、勤続加算の外に扶養加算として配偶者、未成年の子、不具の子などに一定の加給金がつくので長年勤続者は大體一世帯で月四千圓位になる。次に遺族年金は現

(5) 保 險 時 報 第廿三號

行の寡婦かん夫年金と同じで月額を二千圓程度とする。

癱疾者に對する年金は現行の障害年金、障害手当金と大体同様の制度で、癱疾程度一級は月額三千圓、二級は月二千圓程度とし、年數加算、扶養加算がある。

この保険の保険料率は一般、女子、坑内夫、船員等について區分をし女子は長年に亘つて勤務するものが少ないから料率を相當低くする。

無 醜 出 年 金 制

次に一般國民の無醜出年金制度であるが、これは財政の許す場合に限定する。その大体の構想は七十才以上で成年の子や孫のない者に月千圓程度を、また十六才未満の子を持つ未亡人に月千圓を一人につき五百圓を、未成年の遺兒や不具の子に月千圓程度を支給し更に又、十八才以上の一定限度の癱疾者に月千圓の障害年金（扶養加算がある）を支給しようとする。

失 業 保 險

失業保険は失業問題を解決すべき雇用政策の推進を側面から補足するものとして、今までと同様に短期失業者に對し生活保障を興えるに止まる。前述の被用者と同範圍の者を被保険者とし、受給の資格、受給期間、金額、手續等は現行の制度と同様である（日額の最高は五百圓となる）。ただ離職後一年の期間内に發生した傷病についてはこのときは失業保険金しか貰えないから、その期間内に限つて療養の給付をなしうるようにする必要があるとしている。

業 務 災 害

最後に業務災害については、従来と同じく使用主の全額賠償責任を原則として認め、その負擔を保険で分擔させる機構を残すことにするが事業費を全額國庫の負擔として、この保険に對する國の責任を重視するという新しい道をとつた。そして被保険者の範圍を擴げて労働基準法の適用される一切の事業に使用される労働者とし公務員についても同一制度の下に包括適用することとする。給付は現行の現金給付の原則を變えて六百圓未満のものについても、現物給付とし、被用者が一應療養費を支出しなければならぬという不便を除こうとするのである。

健康保險勤勞者

軟式庭球大會開催さる

十一月五日、何時降り出すとも判らない天候を懸念し、一同不安の裡に入場、前年の覇者共榮被服の長江松田組から優勝杯を返還し、徳島縣民生部鈴江保険課長の挨拶について、審判長の注意があり、午前十時三十分から熱戦の火蓋が切られた。

本大會に各事業所から派遣された代表チームは、四十六組におよび、いづれも終始スポーツ精神の眞價を發揮し、一同元氣一杯に善戦し、準優勝戦において前年の優勝共榮被服長江松田組は、強豪東邦レィオン岸、大下組にやぶれ俄然形勢を混沌たらしめたが、遂に四鐵管理部山内録田組は強豪岸大下組をやぶり優勝の榮冠を獲得した。一同集合、四鐵管理部山内録田組に對し優勝杯を、

なお三位迄の勝者に對し賞品を授與し、徳島縣民生部濱田主任から閉會の挨拶があつて午後三時散會した。

主なる戦績は次の通りである。

準 優 勝 戦

四鐵管理部(山内録田)四—三

專賣公社(賀木六反)

共榮被服(長江松田)一—四

東邦レィオン(岸大下)

優 勝 戦

四鐵管理部(山内録田)四—一

東邦レィオン(岸大下)

模範健康勤勞者の表彰
豫定者選出について

此度厚生省、朝日新聞社の共催で、心身ともに健康で、職業人としても、社會人としても、他の模範となる人を選んで表彰し、健康奨励の一施策として模範健康勤勞者の表彰が實施せられることとなりましたが、當縣と致しましては、各事業所から提出された調査表を嚴選の結果、次の十二氏が、徳島縣代表と決定したのであります。

厚生省に於ては全國都道府縣から提出された模範健康勤勞者表彰豫定者を、更に嚴選の上二十名の方が、全國で最優秀者として決定せられ、本月二十三日に東京都に於て、厚生大臣から表彰せられることになっています。

ついでには、當縣選出の代表者が、榮ある全國最優秀者として、入選するよう祈つて止まない次第であります。

第廿三號 保 險 時 報 (6)

徳島縣選出模範健康勤勞者

事務關係

- 徳島通運株式会社
- 四國配電株式会社
- 今津中學校
- 徳島市役所
- 徳島大學
- 徳島食糧事務所
- 現場關係
- 徳島通運株式会社
- 長尾産業株式会社
- 徳島刑務所
- 森陶器株式会社
- 徳島綿業株式会社
- 長尾産業株式会社

- 岸田利一
- 仁木清
- 松下藤雄
- 山住愛子
- 松並トモ子
- 北村延子
- 鮎合義明
- 松村友利
- 前野好男
- 笹倉クニエ
- 井村マサエ
- 宮崎富子
- 以上十二名

模範健康勤勞者申込書總括表

總計	男女別計		現場關係		事務關係	
	男	女	男	女	男	女
七	四	三	一	〇	〇	〇
四	三	一	一	〇	〇	〇
三	二	一	一	〇	〇	〇
三	二	一	一	〇	〇	〇
一	〇	一	一	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七	三	四	三	二	三	二
三	二	一	三	二	三	二

模範健康勤勞者の表彰實施については、何分にも今回が初の試みでもあります關係上、實施するに當りまして、種々不明瞭の点が多く色々困難に逢着致したのであります。なお時期の關係等か

ら宣傳普及も不充分で、充分に御納得して戴くことを得なかつた点多く御迷惑かけたことと思ひます。

今回の表彰大會は、右のような事情から申込みのなかつた事業所の方々に、もつと優秀な方がいられるように思はれるのであります。ついでにけうした方々が勤務せられてゐる事業所に於かれては、次回には必ず参加せしめられ、今年選ばれた人々より、ヨリ優秀な代表者を中央におくるよう御協力を御願ひしたいと思います。

健康保險委員委嘱せらる

被保險者に對するよき相談役として、保險事業のなかに健康保險委員制度ができたので、本縣においては、さきに事業主から推薦のあつた者について、健康保險委員として事業の運営に協力せらるると思ふ適任者を選び、去る九月十八日に徳島市昭和町二丁目徳島縣自治會館において、これが委嘱狀の交付式を行つたのである。

定刻、一同着席すれば、開式の辭について、徳島縣民生部鈴江課長から一々委嘱狀が交付せられ、終つて、鈴江課長から健康保險委員制度がどういふ事情のもとに生れたか、またどんな目的を以てゐるかの點について、詳細なる説明をかねた挨拶があつて一應交付式を閉じたる後、健康保險地方指導員ならびに保險課各係長から、委員としての心構え、業務内容、保險給付、徴收關係などについて説明があり、出席者の質疑に對し、擔當官から懇切に解答をなし、多大の成果を收め、將來の努力を誓ひ散會したのである。健康保險委

員は、被保險者三〇名以上を使用する事業所について、所屬事業主から推薦を願つた方々につき、徳島縣知事が委嘱し正しい法の理解に向つて、被保險者の指導教養に踏み出されたのであるが、三〇名未満の被保險者を使用する事業所にあつても、健康保險の運営に理解ある事業主からの、推薦届出があり適任者があれば、委員に委嘱するから希望のある事業所は連絡せられたい。

健康保險委員には、被保險者に對する指導教養の資料として、毎月「社會保險」なる機關雜誌を無料贈呈することになつてゐる。

- このたび委嘱狀を交付された健康保險委員の所屬事業所の名稱及び氏名は次の通りである。
- 中島木材工業株式会社 上田久幸
 - 牟岐線通運株式会社 佐野米吉
 - 佐々木商店 山本茂
 - 井内衡器株式会社 宮本太平
 - 八興綿業株式会社 細井正雄
 - 日本資糧工業株式会社 大串博昭
 - 日東織維株式会社 川田春市
 - 八興被服株式会社 西晴雄
 - 株式會社平和製紙所 郡孝正
 - 東邦工業株式会社 浦上清
 - 柏原捻紙株式会社 出見久男
 - 日本郵便運送株式会社 高田忠義
 - 徳島日産自動車販賣株式会社 藤原陳頭
 - 社團法人徳島新聞社 大村定二郎
 - 徳島鑄造株式会社 若山牧雄
 - 徳島バス株式会社 三村文一
 - 徳島信用組合 篠原芳太郎

(7) 保 險 時 報 第廿三號

德島港運株式會社	立石貢	株式會社柏原第三工場	渡邊榮一	眞鍋産業株式會社	坂野智司
德島縣森林組合連合會	澁谷茂一	東亞精機株式會社德島工場	宮本衛	德島通運株式會社小松島支店	大野寺
德島綿業株式會社	近藤勝猪	山本製材所	糸林保夫	株式會社藤岡鐵工所小松島工場	井上歌子
株式會社德島中央魚市場	平田常一	八木産業株式會社	井上榮一	小松島町農業協同組合	福岡喜代子
株式會社德島民報社	多田功	德島通運株式會社	栗田和一	德島南部陸運株式會社	杉本清二
德島縣販賣農業協同組合連合會	藤村文男	志摩産業株式會社	長尾壽一	那賀中央支店	稻實
信用	富田章	株式會社丸新	黑上政治	那賀中央支店	森清
生産	奧山文	株式會社郡茂吉商店	井筒淺太郎	握野石灰工業株式會社	宮本
購買	小谷正義	德島トヨタ自動車株式會社	岡田秀和	握本製材所	守野和博
養蠶	小原明	近藤鐵工株式會社	阿部正俊	三枝商店	大野伊太郎
德島無盡株式會社	大石德藏	小林燐寸田宮工場	小橋勝子	德島南部陸運海部支店	戶村英治
德島電氣工事株式會社	高橋伸武	日新酒類株式會社	濱田嘉久壽	海部木工所	日和佐
德島縣農業共濟組合連合會	前田良夫	株式會社寺內製作所	川村絹子	保證責任本齋田塩業組合	橋本英一
德島縣酒類卸協同組合	森田基	阿波製紙株式會社	立川英夫	堀江村農業協同組合	相瑞治
日東製糸株式會社	田原詮雄	日新興業株式會社	宮崎寅八	株式會社富田製藥所	松浦謹一郎
株式會社近江織物商會	賀島武雄	株式會社阿波商業銀行	板東重康	大塚製藥所	相瑞治
合資會社岡田組	宮本勘次	阿波國共同汽船株式會社	近本克男	共和レザI株式會社	中條正夫
德島造船産業株式會社	谷本和之	株式會社榮屋	安東善之	南海足袋合資會社	三中原富清
香川無盡株式會社德島出張所	關本千代次	三和工業株式會社	小野修	德島通運株式會社鳴門支店	相瑞治
四國林業株式會社第三工場	今井幹雄	富久鶴工業株式會社	上浦肇	志摩産業川内工場	市岡富清
出來島工場	田邊勳	三好竹材工業株式會社	木村章	鳴門合同塩業組合	田中富清
中央工場	坂野剛雄	日之出木管株式會社	島田千城	金時足袋株式會社	清木貞尾
大正紡織木管株式會社	祖川富子	津村製針工業株式會社	田岡米子	東大阪足袋工業有限會社撫養工場	石井寛一
株式會社大正鐵工所	町口重治	富松製藥株式會社	日開野磯吉	四國ラスマント工業株式會社	吉村善一
株式會社第一鉄鐵鑄工所	豐崎偲二郎	虎屋織維工業株式會社	吉成徳太郎	溝延工業所	富田善一
多田産業株式會社	多田薫	德島林業株式會社	坂東正典	森陶器株式會社	富田善一
光洋精工株式會社	山本秀雄	藤原木工株式會社	澤田重雄	オガタ正機株式會社	山田親造
長尾産業株式會社	川口悦三		岩佐洋	筒井製絲株式會社	富田善一
	加藤貞子		松田博	嶺山木材工業株式會社	青井利喜
				木村産業株式會社	山本親造
				德陸名西營業所	富田善一

森永乳業株式會社 德島工場
 半田町農業協同組合
 筒井製絲株式會社 脇町工場
 西部聯合自動車有限會社
 池田福助足袋工場
 德島西部陸運株式會社
 丸五林産合資會社
 合名會社十川ゴム製造所 德島工場
 阿波池田通運株式會社
 西日本鑛業株式會社
 日本鑛業株式會社 高越鑛山
 檜野石灰工業株式會社 明谷工場
 松本 西浦 正木 吉田 川崎 藤崎 永朝 茂一
 網富 啓三 三三 朝一 男二 介茂 子

**健康保險委員事務
講習會開催**

去る九月十八日に健康保險委員の委囑狀を交付し、社會保險の概況について説明をしたのであるが、社會保障制度の勸告などがあつて、現行健康保險ならびに厚生年金保險の円滑なる運営のために、健康保險委員の活動が重要視されるに至り、社會保險に對する認識を一層深め、委員としての業務を完全に遂行せしむる目的を以て、管内を四地域に分ち、次のようにこれが事務講習會を開催したが、各會場とも熱心なる受講者によつて多大の成果を収め無事終了した。

昭和二十五年十月三十日 德島市 德島縣廳内縣會議事堂
 同 年十月三十一日 那賀郡富岡町 富岡町役場
 同 年十一月一日 鳴門市 鳴門市保健所
 同 年十一月二日 美馬郡穴吹町 穴吹高等學校

告 示

一、新に指定したるもの
 指定年月日 二五、九、一〇、二〇
 診療所々々所在地を變更したるもの
 告示年月日 二五、九、一〇、二〇
 指定を取消したるもの
 告示年月日 二五、九、一〇、二〇

診療科名	診療所々々所在地	氏名
内科	三好郡三野町芝生	佐藤 武
外科	阿波郡小松島町	浦上 藤
小児科	勝浦郡小松島町	田七 慶
産科	小松島赤十字病院	須野 省
婦人科	德島市南佐古町八丁目	須野 省
皮膚科	德島市幸町松崎病院	須野 省
泌尿科	德島市幸町松崎病院	須野 省
新診療所々々所在地	新診療所々々所在地	氏名
那賀郡見能村	那賀郡見能村	那賀郡見能村
那賀郡小松島町	那賀郡小松島町	那賀郡小松島町
那賀郡羽ノ浦町	那賀郡羽ノ浦町	那賀郡羽ノ浦町
那賀郡南赤松島病院	那賀郡南赤松島病院	那賀郡南赤松島病院
那賀郡椿町椿泊	那賀郡椿町椿泊	那賀郡椿町椿泊
診療科名	診療所々々所在地	氏名
齒科	板野郡藍園村奥野	藤井 昌
	海部郡日和佐町	井 良
	海部郡牟岐町牟岐浦	深井 眞
	板野郡板西町川端	深井 眞
	三好竹産工業所株式會社	田岡 米子
	德島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所	松岡 巖

**懸賞「私は誰でしょう」の
正解者発表**

前號で募集した「私は誰でしょう」に對する回は、社會保險審査官が正解であつたが、正解者が四百六十一名の多數にのぼつたので、昭和二十五年十月十三日午後二時德島縣民生部保險課において、懸賞者立會のもとに、厳正なる當籤を行ひ、賞金を贈りその勞を犒したのである。

德島毎日新聞社 賀和 千賀子
 德島製材所 賀上 千賀子
 德島日産自動車株式會社 岡田 敏子

**社會保險審査官制度の
活用について**

社會保險がよりよき制度となり、明朗になるには不平不満を除くことである。あなたの保險給付の決定は適正でしたか。もし不服や不審があれば、遠慮なく社會保險審査官に申出て下さい。

11 Oct. 1950
JMY

Statement of 3rd quarterly Programs and Objectives.

Health Insurance (3rd quarterly period).

1. Adjustment of the default in payment of insurance premiums:

Not only 80 percent of the goal for 2nd quarterly program was achieved on account of the typhoons Jane and Kezia raged in September but it seems that the subscribers in the neighborhood of the business concerns who suffered big damage think they deserve the right to delay payment of insurance premiums for the damage. Therefore, through investigation is conducted with those subscribers to attain complete collection of insurance premiums, urging the rehabilitation of damaged business concerns.

Programs to be put into practice:

- October goal: 70 per cent collection by despatching 3 officials to all districts.
- November goal: 80 per cent collection by disposing of attached goods and intensive enforcement of collection, by collection officials
- December goal: 85 per cent collection by enforcing intensive adjustment of the default in payment of insurance premiums for the whole month by all officials of the Section.

Mariner Insurance (3rd quarterly period).

1. Adjustment of the default in payment of insurance premiums:

With September as a month for adjustment of insurance premiums in arrears, an intensive collection was scheduled to be enforced but owing to the typhoons Jane and Kezia, efforts must be made for fulfillment of the collection plan during this period. The present situation is that the percentage of spontaneous payment of the premiums has declined in the proportion with the difficulty of operation of steam and sail driven boats as a main factor but efforts will be exerted to recover the bad results of the previous period by creasing the number of times for collection and enforcing an intensive adjustment of premiums in arrears.

The followings are collections of premiums as of August 30 1950.

Amount of premiums to be collected:	¥2,978,855
Amount of premiums collected:	¥1,424,321
Percentage of collection:	48%

- 2 -

Goal of collection up to end of December: 80%

2. For rectification of monthly salaries and clearance of ships to which the mariner insurance has not been applied, efforts are made at every opportunity. But emphasis has so far been placed upon the collection of premiums, and active investigation and application of insurance are scheduled to be carried out next period.

National Insurance (3rd quarterly period)

Date of enforcement	Items to be enforced	Objectives with which items to be enforced
Sep.10 - Oct.10	First enforcement period of individual guidance on rehabilitation of national health insurance	Non-applied cities, towns and villages
Oct. 10 - Oct.31	Second enforcement period of individual guidance on rehabilitation of national health insurance	- " -
First 10 days of Nov.	Short course on national health insurance affairs	Persons in charge of national health insurance in cities, towns and villages

Payment of benefits (3rd quarterly period):

1. Conference on Social Insurance Medical Care Affairs:

Period, from Oct. 25 to Nov. 15
Place of conference, every gun and city throughout the prefecture.

2. Promoter: Insurance Section, Tokushima-ken, Tokushima-ken Physician Association, Tokushima-ken Medical Examination Fee Payment Fund Office and Tokushima-ken Dentist Association.

3. Objectives: Insurance Physicians and Insurance Dentists throughout the prefecture.

Insurance Facilities:

October commendation of model healthy laborers in now underway.

一 厚生年金保険被保険者 平均 八七
 二 組合管掌事業所数 三組合 被保険者男女 一七〇名 計 七三三三名
 三 組合管掌被保険者平均報酬額 六一一、三三三
 四 組合管掌給付件数と金額 件数 七〇一八件 金額 一、一八、九二三元

六 健康保険給付件数と金額 四四一件 金額 一〇、九、七、七、〇〇一
 七 健康保険被扶養者給付件数及金額 三二二件 金額 三、三、四、五、九一
 八 船員保険被扶養者給付件数及金額 三七件 金額 一、八、五、〇、〇三三
 九 船員保険被扶養者給付件数及金額 一三件 金額 七、五、〇〇一

保 險 料 徴 收 状 況
 種 別 徴 收 決 定 済 額 收 納 済 額 收 納 未 済 額 收 納 歩 合
 健 康 保 險 三、三、三、三、〇、〇三三 一〇、九、七、七、〇〇一 一、八、五、〇、〇三三 七三三三名
 年 金 保 險 一、八、五、〇、〇三三 一、八、五、〇、〇三三 一、八、五、〇、〇三三 一〇〇%
 船 員 保 險 七、五、〇〇一 七、五、〇〇一 七、五、〇〇一 一〇〇%

船員保険法の適用を受けている船舶数と船員数
 種 別 船 船 数 被 保 険 者 数 前 月 末 の 船 船 数 前 月 末 の 被 保 険 者 数
 汽 船 八 一、一三三 九 一、五八
 機 帆 船 一、一三三 七、二二二 一、一三三 六、六一
 漁 船 九 一、五九九 八 一、二二八
 計 二、五〇 一、〇〇四 二、二四八 九、四七

種 別	船 船 数	被 保 険 者 数	前 月 末 の 船 船 数	前 月 末 の 被 保 険 者 数
汽 船	八	一、一三三	九	一、五八
機 帆 船	一、一三三	七、二二二	一、一三三	六、六一
漁 船	九	一、五九九	八	一、二二八
計	二、五〇	一、〇〇四	二、二四八	九、四七

國民健康保険
 一 國民健康保険組合の種類及び組合種類別被保険者
 二 町 村 營 被 保 険 者 数 一、〇、一、三、〇、〇二名

Subject: Monthly Insurance Activity report of Tokushima Pref. to members of Dept. 501

保第 二一六三 號

昭和二十五年十一月四日

徳島縣民生部保險課長

田正民事部 山下ジロジ 殿

民事部報告月報提出について

標記の件に關し九月分左の通り報告致します。
記

社會保險統計

一 政府管掌健康保險事業所 健康保險 九七三 事業所
 二 健康保險被保險者 男 一四七 計 一九七〇 事業所
 女 五〇三 平均 四八四七
 三 厚生年金保險被保險者 男 九七九 計 二八五二 平均 四八六八
 女 一八七三 計 二八五二 平均 四八六八
 四 組合管掌事業所數 三組合 被保險者 男 一七〇 名 計 二八五二 名
 女 一〇八二 名 計 二八五二 名
 五 組合管掌被保險者平均報酬額 六一・一三三 元
 六 組合管掌給付件數と金額 件數 二〇一八 件 金額 一、一八、九三三 圓

七 健康保險給付件數と金額 四四一件 金額 一〇、七、七、〇〇一

八 健康保險被扶養者給付件數及金額 三二二件 金額 三、三、四、五九一

九 船員保險被保險者給付件數及金額 三七件 金額 一、八、〇、〇〇〇

十 船員保險被扶養者給付件數及金額 三件 金額 一、〇、〇、〇〇〇

健康保険	相談内容	件数	利用者	類末
傷病手當金	療養給付について	四	被保険者	同 答 済
同	同	一	同	請求手續代行
同	同	一	同	手續指導
同	同	二	同	同 答 済
レントゲン撮影料について	同	一	同	調査の上機審費として て請求手續代行同答済
看護費について	同	一	同	同 答 済 調査の上療 養費として請求手續代 行
家族療養費について	同	一	同	同 答 済
寡婦年金	遺 族	一	遺 族	請求手續代行
厚生年金保険	被保険者	一	被保険者	同 答 済
湯河原整形外科療養所入所について	障害年金受給者	一	障害年金受給者	手續代行し承認書の 交付があつたので送付 した

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所

- 一 取扱件数
- 二 診療報酬審査會の把絶率
- 三 拂込遅延件数
- 四 事務所収入と支出額

二九六七三件

三三七%

収入額 一〇〇〇二五五〇〇%

支出額 一七五五七〇〇

組合營被保險者數
 審査取扱件數
 審査處置

九一〇八名
 三件

伊島公共職業安定所は原決定を取消し失業保険金として日額九
 〇七五圓九九錢を支給するものとする 一件
 棄却決定
 死亡當時被保險者でなかつたので遺族年金を支給することは
 きなし 二件
 被保險者資格喪失當時療養を受けていないので法第五十五條に
 該當しなし 一件
 伊島縣社會保險相談所報告
 利用状況

保険の種類	相談内容	件數	利用者	結果
健康保険	傷病手当金	四	被保險者	同 答 済
	同	一	同	請求手續代行
	療養給付について	一	同	手續指導
	同	二	同	同 答 済
	レントゲン撮影料について	一	同	調査の上療養費として請求手續代行同 答 済
	看護費について	一	同	調査の上療養費として請求手續代行同 答 済
	家族療養費について	一	同	同 答 済

月次進行報告

九月分
保険料徴収

保険經濟危機は滞納保険料にあるを以て係員全力を擧げて滞納整理を強行せしがジェーン、キジア兩台風に阻害されるも悪条件を克服し努力せし結果目的の八〇パーセントを確保せ

船員保険

本期計畫書より保険料徴収に重點を以て實施の結果九月廿日現在左記の通りである

徴収決定額	三五一〇五九九五八
收納済額	一八一五一四三二〇
收納未済額	一六九五四五六三六
收納歩合	五一パーセント七

本第一四半期末月は保険料の強行徴収に重點を以て實施の計畫であつたがジェーン、キジア台風の被害甚しくその調査等のため予定の徴収は不可能となつた然しながら船員保険經濟の現状よりしても總ゆる努力を傾注して予定の目標に達する方針である。

昭和二十五年年度国民健康保険予算

徳島県

種別	予算総額	国庫補助	県費負担	備考
国民健康保険 本員会費	二三〇〇〇	一一五〇〇	一一五〇〇	
診療調整協議会費	三〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	
事務費補助	八五三四四〇	六〇五九四〇	二四八五〇〇	県費には運務旅費特種上員 指導費を含む。他定額 〇/〇一七〇人分
保健婦設置補助	二〇四〇〇〇	七三六〇〇〇	三六八〇〇〇	県費、定額、大方の一補助 四六人分
診療所設置補助	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
運合会補助	六九〇〇〇	六九〇〇〇		
計	二〇、一五〇、四〇〇	三〇、九〇、九〇〇	八、五九、五〇〇	

○ 國民健康保險の現況 徳島縣

本縣における國民健康保險の普及状況は制度の実施以来急速に普及し昭和十九年度において全縣下市町村に組合の設立を見その運営漸く軌道に乗りつつあつたが終戦と共に思想経済の混乱によつて本制度の基盤は大動搖を来し辛じて事業を繼續するもの二〇%を剩して全滅に近い状態となつた爾来本制度の再建に努力を拂つてゐるが現況次の通りである

一 県市町村数及人口

二市 一五三〇〇〇人

一二九町村 七二七〇〇〇人

人口

八六九〇〇〇人

二 國民健康保險実施市町村数及被保険者数

イ 市町村数 二四市町村

ロ 組合数 三組合

計

二七ヶ市町村

全市町村の二〇%

ハ 被保険者数

二六〇〇〇〇人

全人口の三〇%

三 國民健康保險を実施せる市町村の財政状況

イ 昭和二十五年予算総額 一五四三六八九二八円

ロ 昭和二十五年予算総額に対する割合 事務費六・七% 給付費七三・九%

施設費一四・八% 其他五・六%

ハ 保険料一世帯平均 一三三三円

市町村中最高 一六七〇円 最低 六一二円

ニ 給付費一人当平均 四七五円七四

市町村中最高 六五三円 最低 二〇〇円

ホ 給付費総額 一一〇〇三、八四五円

市町村中最高 六四〇〇、〇〇〇円 最低 八八〇〇、〇〇〇円

ヘ 前年度保険料徴収成績 七九% 本年度六月末 七%

ト 前年度未拂医費 二六五七〇〇〇円

四 診療施設

保険者外診療施設（病院、診療所）をもつことは国保の運営を円滑ならしめるための極めて重要なので国庫はこの設置費に対し三分の一を助成しこれが高収強化に努めようが

當県においてもこの施設の重要性に鑑み昭和二十五年度的においては国庫補助と同率（三分の一）の補助を交付して保険者の事業助長に努力してゐる

(一) 既設施設

八月三十一日現在

保険者名	病診別	診療科目	医師数	看護婦数	薬剤師	技師	ベット数	備考
1 塩島市	病	全科	一	二三	二	一	六〇	
2 半田町	病	内、外、小児、産科	五	一	一	一	二〇	
3 三野町	病	内、外、小児、産科	四	六	一	一	二五	
4 横瀬町	病	内、外、小児、産科、レントゲン科	三	七	一	一	二〇	
5 牟岐町	病	内、外、小児、産科	四	六	一	一	二〇	
6 宮浜村	病	内、外、小児、産科、歯科	二	三	一	一		昭和二十五年 新設
1 加茂谷村	診	全科	一	二				
2 平島村	診	"	二	三			一五	
3 大俣村	診	"	二	三				
4 堀江村	診	"	二	一				
5 東相谷山村	診	"	二	二				

五 普及指導について

1. 経過

県下市町村に普及しその運営漸く軌道に乗りつ、あつた國保組合は紛戦と共に恐慌
全消の混乱によつて本制度の基盤に大動搖を来し辛じて事業を継續するものニ〇%
を残して全滅に近い状態となつた。戦禍の荒らぎと共に漸次落着き見せて来たが
反面急騰する医療費は国民大衆の生活に不安定を招来しつ、ありて本制度復活の芽
し漸く世人の関心を喚起する社会情勢となつて来た。政府においても民生安定の基
本的な社会施策の一つとして本制度再建を標榜し、昭和二十三年六月在来の國民健康保險
法を任意設立強制加入の方法に根本的改正を志し全面的再建を企図してゐるので、
本県においても爾来この國策に準じ改正法の周知趣旨の普及並に再建指導を開始した
現在の動向

本制度の復活は必要ではあるが租税公課の重圧下にある現状においては相当高額の
保険料と利用面における普遍性を欠いてゐるために一般に消極的を考へたのである。
町村当局においては付もその重要性は一応認めてゐる様であるが公営移行後における

保険料^増収の困難と事業経営上多大の不安を抱きこれ亦再建に對する積極的の措置採らるゝ状況である。

県下国保再建の状況は次の通りである 右のとおり現在

市町村名	昭和二十三年及現在		昭和四年及増減		計
	昭二十三年	現在	昭四年	増減	
市町村名	九	一	一	一	二
組合	一六	一	一	一	一四
計	二五	二	二	二	二六

尚爾余の町村における見通しは次の如し

近く再建見込のもの 一〇 南井上赤河内、見能林、鞆、富岡、板東、心、神、勝、名、佐、那、河、内

廿五年及中再建見通のもの二八

困難と見料されるもの六七

計 一〇五

五五

端山

国民健康保険普及育成上必要なる事項

4. 保険者の要望

1. 事務費を全額国庫補助とせられたい。
2. 給付費の一部（ニ割程度）を補助せられたい。
3. 事業資金の借入金が容易に出来るよう低利資金の融通を願へたい。
4. 国民健康保険法の改正を要望する。
 - イ. 事業開始を強制出来るよう法定せられたい。
 - ロ. 費用の負担区分を法定せられたい。
 - ハ. 社会保障法の早急実施を期望する。
5. 指道と必要なる事項
 1. 給付費の一部補助を必要とする。
 2. 診療施設費の補助金は国庫補助と同額とすることをお必要とする。
 3. 地方事務所に専任職員を設置を必要とする。

- 4 本方口保係員増員を必要とする
- 5 市町村口保係員を事務講習を必要とする。
- 6 財当局者、議会人の本側友に対する認識を深め、必要がある
- 7 公的医療機等、整備拡充を必要とする。

O *Tokushima Prefecture*
Social Insurance Section

INSURANCE SECTION

(For the month of September)

Statistics of Social Insurance.

1. Number of health insurance offices under the management of Government:

Health Insurance	932
Pension Insurance	971

2. Persons insured by health insurance:

Male	14,579
Female	5,391
Total	19,970

Average payment ¥4,847

3. Persons insured by welfare pension insurance:

Male	19,757
Female	8,768
Total	28,525

Average payment ¥4,868

4. Number of offices managed by associations:

Number of persons insured:

Male	5,170
Female	2,162
Total	7,332

Average payment ¥6,113.66 was made to each person insured by the associations.

5. Number of cases and amount paid by associations:

2,018 cases Amount ¥1,418,923.-

6. Number of cases and amount paid by health insurance:

441 cases Amount ¥1,047,460.-

7. Number of cases and amount paid by health insurance for the dependents of the insured:

312 cases Amount ¥ 334,459.-

- 2 -

8. Number of cases and amount paid for seamen's:

37 cases Amount ¥ 185,043.-

Number of cases and amount paid for the dependents of the insured seamen:

3 cases Amount ¥ 2,520.-

9. Percentage of insurance dues collected:

Kind	Amount fixed to collect	Amount already collected	Amount not yet collected	Percentage
Health insurance	32,366,803.58	20,919,545.42	11,447,258.16	64.6%
Pension insurance	25,371,647.40	18,040,029.50	7,331,617.90	71.1%
Seamen's insurance	3,510,599.56	1,815,143.20	1,695,456.36	51.7%

Number of vessels and seamen under the application of the Seamen's Insurance Law

Kind	No. of vessels	No. of the insured seamen	Number of vessels at end of last month	Number of the insured seamen at end of last month
Motor boat	8	123	9	158
Sailing boat equipped with motor	233	722	231	661
Fishing boat	9	159	8	128
Total	250	1,004	248	947

People health insurance.

1. Kind of people's health insurance associations and the number of the insured classified by kind of associations:

Persons insured by city, town and village	201,609
Persons insured by associations	9,108

2. Cases dealt of examiners: 3 cases

Disposal by examiner:

The Tokushima Public Employment Security Office will cancel the original decision and grant ¥75.99 every day as unemployment money. 1 case.

- 3 -

Decision of rejection:

Supervisor's pension shall not given because the person was not the insured at the time of his death. 1 case.

Article 55 is not applicable because the insured was not receiving medical treatment at the time of loss of qualification. 1 case.

Report on Social Insurance Advisory Office of Tokushima Prefecture.

Utilization of the office.

<u>Kind of insurance</u>	<u>Substance of advice</u>	<u>No. of cases</u>	<u>Persons who made use of</u>	<u>Settlement</u>
Health Insurance	Sickness and injury allowance	4	The insured persons	Already replied
	- " -	1	- " -	Procedure directed
	Payment of medical expenses	1	- " -	Procedure directed
	- " -	2	- " -	Already replied
	Payment of Xray photo	1	- " -	Procedure directed upon investigation
	Payment of care of expenses	1	- " -	Already replied
	Dependent's medical treatment expenses	1	- " -	- " -
Welfare Pension Insurance	Widow's pension	1	The bereaved	Procedure directed
	Starting day of calculating insurance benefit	1	The insured persons	Already replied
	Hospitalization in Yugahara Orthopedic Hospital	1	Invalidity pension recipient	Procedure directed and an approval, which was granted was delivered.

- 4 -

Medical Fee Payment Fund Office for Social Insurance of Tokushima Prefecture.

1. Number of cases dealt:	29,673
2. Percentage of rejection by Examination Committee:	3.8%
3. Number of cases of delay in payment:	33.7%
4. Amount of income and outlay of the office:	
Income	¥100,232.00
Outlay	176,471.00

Monthly Progress Report for the month of September.

Collection of Insurance Premium:

As the insurance economical crisis lies in the delinquent payment of insurance premium, all officials in charge exerted their utmost in forcing the clearance of delinquent payment. The typhoons Jane and Kezia hampered their efforts but 80% of objective goal was achieved after overcoming unfavorable circumstances.

Seamen's Insurance:

An emphasis was put on the collection of insurance premium and the following results were attained as of September 30

Amount fixed to collect	¥ 3,510,599.56
Amount already collected	1,815,143.20
Amount not yet collected	1,695,456.36
Percentage of amount not yet collected	51.7%

It was planned that the compulsory collection of insurance premiums was mostly conducted during the end month of the second quarter period but it became impossible to make the scheduled collection, having been hindered by the investigation of heavy damages caused by the typhoons Jane and Kezia. However, in view of the present economical situation of the seamen's insurance, no effort would be spared for the attaining of the objective goal.

厚生年金保険被保険者男女計 1,234,567 平均報酬 1,234,567

四 組合管掌事業所数三組合被保険者男女計 1,234,567 平均報酬 1,234,567

五 組合管掌被保険者平均報酬額

六 健康保険給付件数と金額 1,234,567 件金額 1,234,567,890

七 健康保険被扶養者給付件数及金額 1,234,567 件金額 1,234,567,890

八 船員保険被扶養者給付件数及金額 1,234,567 件金額 1,234,567,890

九 船員保険被扶養者給付件数及金額 1,234,567 件金額 1,234,567,890

十 健康保険のパーセント 健康保険 1,234,567 船員保険 1,234,567

種別	徴収決定済額	収入納済額	収入納未済額
健康保険	1,234,567	1,234,567	1,234,567
年金保険	1,234,567	1,234,567	1,234,567
船員保険	1,234,567	1,234,567	1,234,567

船員保険法の適用を受けている船舶数と船員数

種別	船舶数	被保険者数	前月末	被保険者数
汽船	八隻	一三七名	七隻	一四三名
機帆船	二二六隻	六四五名	二二〇隻	九八八名
漁船	六隻	九九名	六隻	一二一名
計	二四〇隻	八八一一名	二三三隻	八六二名

国民健康保険

一 国民健康保険組合の種類及び組合種類別の被保険者数
 二 市町村管被保険者数 1,234,567 名
 三 組合管被保険者数 1,234,567 名

cpm

德保第266号

昭和二十五年九月五日

德島縣民生部保險課長

山下 敬

民事部報告月報提出について
標記の件に關し七月分左の通り報告致します

社會保險統計

- 一 政府管掌健康保險事業所健康保險員九二二事業所
- 二 健康保險被保險者 男一五二八五計一九八七八平均報酬四八一
- 三 厚生年金被保險者 男一八九七五計二八三七四平均報酬五八二
- 四 組合管掌事業所數三組合被保險者 男一〇一五〇計一〇一五〇名
- 五 組合管掌被保險者平均報酬額
- 六 組合管掌給付件數と金額 六六九件金額一四四三三九九〇
- 七 健康保險給付件數と金額 五四〇件金額一三三〇〇〇〇
- 八 健康保險被扶養者給付件數及金額 二五二件金額一〇七四一
- 九 船員保險被保險者給付件數及金額 四二件金額一〇七四一
- 十 船員保險被扶養者給付件數及金額 七件金額一〇七四一



審査官及び國保審査會

審査取扱件數

一件

審査處置

申立は立たない

一件

但し失業保険金の給付日數が満了すれば脱退手當金壹千貳百四拾五圓を追加支給すべきである
 事業主の報酬額の届出が事實と相違しているため標準報酬等級の決定に誤謬がある現在失業保険金の給付を受けているので脱退手當金にも誤があつた
 徳島縣社協保險相談所報告
 利用状況

保險の種類	相談内容	計數	利用者	類末
健康保險	傷病手當金	五	被保險者	調査の上回答
"	療養費	四	"	手續指導
"	診療報酬	二	保險醫	調査の上回答
"	"	一	被保險者	"
"	被保險者の資格について	二	事業主	回答の上手續指導
"	"	一	従業員	手續指導
"	遠隔地の被扶養者の療養について	一	事業主	"
"	家族療養費	一	被扶養者	"

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所

六、徳島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所

a、取扱件數

二三、九二八 件

b、診療報酬審査會の拒絶率

〇、〇四三 パーセント

c、拂込遅延件數

二三、九 パーセント

d、事務所収入と支出額

収入額 七七、二二二、〇〇〇
支出額 二〇四、二二六、〇〇〇

414

德保第一四三一號

昭和二十五年七月十四日

德島縣民生部保險課長



四國民事郡山下ジョージ殿

第一四半期計畫書並に目標報告書提出について
標記の件に關し別紙の通り報告書提出致しますから宜敷く御取計下
さる様御願ひ致します。

七月中
第一回勤勞者水上競技大會開催

八月中
第四回健康保險軟式野球大會開催

第二回健康保險被保險者海の家實施
自七月十五日四十六日間

昭和二十五年船員保險事業計畫（第一、四半期分）

一 船員保險料滞納整理計畫
本縣は貧弱なる機帆船による單獨運送業業態が主力にして現下經濟狀況によりその運営は季節的影響も加はり困難の極にあり従つて保險料の納入は極めて低調にして全力を擧げ滞納整理を實施すると共に自發的納入せしめる様船主の啓發を圖る計畫である尙二二六三〇現在の徵收狀況は次の通りである

徵收決定額	九十九八三〇圓
收納済額	七二四六九〇圓
收納率	三六パーセント
目標率	六〇パーセント

二 標準報酬の適正化

事業運営不振を理由に一部報酬額の引下が行はれてゐるが總わる機

三 被保險者調査の實施

厚生省の指示によつて五月三十一日現在の被保險者の調査を實施中である。八月十五日に終了の予定

健康保險事業計畫（二四半期分）

七月中

被保險者證檢認事務

全被保險者

保險料徵集收

二市八郡五〇一件

工場調査

那賀郡海部郡鳴門市一市三郡

八月中

保險料徵收

全地區

四七〇件

九月中

保險料徵收

二市五郡二九〇件

工場調査

七郡二六五事業所

國民健康保險事業計畫

（二四半期）

指導實施監査

保險施設

（二四半期計畫）

七月中

第一回勤勞者水上競技大會開催

八月中

第四回健康保險軟式野球大會開催

第二回健康保險被保險者海の家實施
自七月十五日四十六日間
至八月卅一日

一 診察日数及び金額は妥當なりや
六 事務審査の厳正

七 基金、審査委員に對し通牒、規定、本省の主旨を再認識し指導の完璧を圖る
八 文書、ポスター放送、新聞等の弘報、宣傳、

一 徴收係の被保険者證の檢認と關連して證の不正使用防止のため被保険者及び被保険者であつた者の受給權及び資格につき次の方法に依り調査する

一 事業主及び被保険者につき資格喪失後の繼續診療の事實の有無
二 被保険者資格期間三ヶ月で喪失したものは資格取得當時、直に就勞の意見事實があり取得が正當なりや

三 被保険者證を不正、不當診療してないか
四 被保険者證に對し點數被保険者證の回收、他人名儀の證使用防止を通知する

五 診療中の者及び入院中の被保険者及び被扶養者が正當受給權者であるか否の實地調査する
六 最近の診療報酬請求書について被保険者資格の有無を調査

七 傷病手当金受給の適正化を圖るため次の方法により事業主及び被保険者につき實地調査する
一 休業中給料を受けているか否か
二 勞務不能の状態の有無

三 筆跡
四 初診年月日及び法定給付期間を經過してないか否か

四 未適用給一掃計画
本計画は保険料整理目標突破後に於て那須郡海部郡を実施する予定である

給付適世正化対策実施計画（一半年期）

一 診療取扱及び診療報酬請求の適正化を圖るため保険醫に對する診療講習會（醫師會、基金、縣共催）保険醫の個別指導及監査を行う

なおその方法、著意については次の通りである

一 療養擔當規程の普及徹底

二 業務上外の區別を明瞭にする

三 保険給付外の診療でないか

四 診療方針の徹底化

五 一點當り診療日數及び金額は妥當なりや

六 事務審査の厳正

七 基金、審査委員に對し通牒、規定、本省の主旨を再認識し指導

の完璧を圖る

八 文書、ポスター放送、新聞等の弘報、宣傳、

二 徴收係の被保険者證の檢認と關連して證の不正使用防止のため被保険者及び被保険者であつた者の受給權及び資格につき次の方法に

社會保險診療報酬支拂基金事務所

第二四半期間計畫並に目標報告

計畫

一 保險醫提出の請求の受付、返戻の状況を一層明確にし審査済の請求書は可及的速に保險者に請求する

二 診療費の徴収に努力し保險醫に對し速に支拂する

三 四國四縣ブロック會開催

四 保險醫指導講習會開催

目標

一 事務經過の明確化と迅速なる支拂

二 保險醫の社會保險療への協力徹底

三 基金業務の重要性に鑑み事務の研究改善を圖り基金運営の完璧を期す

四 社會保險診療の趣旨を徹底せしめると共に診療報酬請求の明確なる記載方法を指導し社會保險診療の適正を期す

August 8, 1950

To : Commanding Office of Shikoku Civil Affairs Region
Attention: Welfare Section

From : Chief of Insurance Section, Tokushima-ken

Subject: Additional Report of Monthly Welfare Report

Submitted herewith the additional report of Welfare
monthly report for the month of June.

K. Suzue

Chief of Insurance Section,
Tokushima-ken.

Additional Report of Monthly Welfare Report
(For the month of June)

6. Social Insurance Medical Free payment Fund (For the month of June)

- a. Number of cases handled 19,390 cases
- b. Percentage of rejections by the Medical charges Auditing Committee: 0.036%
- c. Percentage of delinquent depositors: 1.9%
- d. Revenue and expenditure of office:
- | | |
|-------------|-------------|
| Revenue | ¥168,189.00 |
| Expenditure | ¥330,965.00 |

Tokushima
Social Insurance
Section

FC 72
IR
File

Statement of 1st Quarterly Programs and Objectives.

(Insurance Section)

A. Measures for income.

a. Encouragement of payment of Insurance Premiums.

There are at present 500 places of work which can not pay premiums by the due date and every month 5 such places are added to the number. In order to prevent the trend from going worse, collecting officials will be sent out to urge the insured to make payment by the due date.

b. Readjustment of arrears of insurance premiums.

With an aim of complete collection of all remaining premiums for the fiscal year of 1949 within April, compulsory collection is applied, avoiding attachment on properties unless unavoidable and having recourse to installment collection as much as possible.

c. Survey on standard salaries at places of work.

Generally speaking, there are many unpaid cases of wages. Monthly salaries are increasingly paid at large works, while small and medium enterprisers are gradually cutting down salaries of workers. Therefore, survey on salaries will be conducted with small and medium enterprises in Tokushima City during May, Naruto City and Katsura-gun during June.

B. Seamen insurance.

None.

C. Payment of medical treatment fees.

1. Prompt payment of medical treatment fees.

Payment for medical treatment fees will be received from insurers by the due date by quick handling of bills.

2. Collection of medical treatment fee and relative handling charges.

When payment is over due, insurers are pressed for payment by a letter and in case they fail to pay yet, an official in charge will be sent out to collect payment.

3. Holding of 3 prefecture block in Shikoku.

Return to 2.4 before filing

- 2 -

In view of importance of operation of the fund for medical treatment fees, the way of dealing with matters in connection with operation of the fund is studied in hopes of complete execution of the operation.

4. Holding of a short course for guidance of insurance physician.

Efforts will be exerted toward proper enforcement of medical treatment under the social insurance by disseminating its objective and by guiding physicians how to write correct bills for treatment fees.

0 424
德保第一トカニニ號

昭和二十五年八月四日

德島縣民生部保險課長

山下ジヨージ 殿

民事部報告月報提出について
標記の件に關し六月分左の通り報告致しますから宜敷御取計下さる
様お願い致します

記

社會保險統計

政府管掌健康保險事業所 健康保險九一五事業所
年金保險九五〇事業所

健康保險被保險者 男一四四九五 計一六六五七 平均報酬四六三一

厚生年金保險被保險者 男一六三三三 計二七七八六 平均報酬四八一

組合管掌事業所 三組合被保險者 男四〇七三 計六九五一名

組合管掌被保險者平均報酬四六一

組合管掌給付件數と金額 三二一件 金額八五三、四五五

健康保險給付件數と金額 三九七件 九九、四七四

健康保險被扶養者給付件數及金額 三二〇件 三、三三八

組合營被保險者數
 審査官及び國保審査會

一六100名

審査取扱件數
 審査處置
 二件

イ請求者の申立のように支給すべきである 二件
 ロ療養費として支給されたコルセット製作費が減額をつけているのは納得できないとい
 う理由が請求があつたが審査の結果保険者は療養費として金壹千八百圓也を追加支
 給するよう決定した
 ハ給付期間が満了していると傷病手當金を支給せられないのは不都合であると審査の
 請求があつたが長期間醫師の診療を受くることなく事業所で勤務しているので社會
 通念によつて再發行したものにして保険給付をするよう決定した

徳島縣 會保險相談所報告

利用状況

保険の種類	相談内容	件數	利用者	類	末
健康保險	家族給付について	二	事業主	回 答	
"	家族療養費	四	被保險者	請求方法指導する	
"	傷病手當金	三	"	"	
"	療養費	一	"	"	

療養給付期間	健康保險組合	直營病院につて	療養給付期間	健康保險組合	直營病院につて	療養給付期間	健康保險組合	直營病院につて
一	一	一	一	一	一	一	一	一
指示	回 答	回 答	指示	回 答	回 答	指示	回 答	回 答

月次進行報告

六月分

保険料徴収

月末現在に於ける滞納者は月毎に増加の傾向にあるが、係官の電話督促に依り市内は減少し、總數に於て前月より少數に喰止める事が出来た然し、休止廢止事業所が續出し、其の者が尙々相當數あるため成績としては思はしくなかつた。

の滞納額

標準報酬

業態別に見て製材業は低下の一途で、鐵工造船業は現在やゝ上昇しつつある様に思はれる最も上昇しつつあるは銀行業等である。前月に比し大圖の低下を見せて居る。

えきしん

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所

六徳島縣社會保險診療報酬支拂基金

a 取扱件數

一九、三九〇 件

b 診療報酬審査會の拒絶率

〇、〇三六パーセント

c 拂込遅延件數パーセント

一、九 〇パーセント

d 事務所収入と支出額

収入額	一六八、一八九、〇〇
支出額	三三〇、九六五、〇〇

F. Yoshida
Special Insurance

Statement of 2nd Quarterly Programs and Objectives
for Health Insurance.

Health Insurance Programs for 2nd quarterly period.

During July:

Examination of certifications of all the insured.

Collection of insurance premiums of 501 items in two cities
and 8 Guns.

Examination of factories in one city and two Guns, namely -
Naruto City, Naka-Gun and Kaifu-Gun.

During August:

Collection of insurance premiums of 470 items in the whole region.

During September:

Collection of insurance premiums of 290 items in two cities and
5 Guns.

Examination of factories, 265 places in 7 Guns.

National Health Insurance programs for 2nd quarterly period:

Supervision on execution of guiding.

Programs for health facilities for 2nd quarterly period:

Holding of 1st general water sport meeting during July.

Holding of 4th health insurance general soft ball base-ball match
during September.

Holding of 2nd sea house for the health insured for 46 days from
July 15 to August 31.

Sea-men Insurance Programs for 2nd quarterly period 1950 fiscal year

1. Adjustment of insurance premiums in arrears on the part of sea-men:

Even leading transportation concerns in this prefecture individually carry on their business with small steam-and-sail driven boats and now are in a financially difficult plight, being affected by the present business situation, especially by the seasonal dullness. Consequently insurance premiums are being slowly paid. Possible measures will be taken to make adjustment of delay payments and to enlighten the shipowners so that they will spontaneously pay premiums. The collections as of June 30, 1950 are as follows:

- 2 -

Amount of premiums to be collected,	¥ 1,998,345.00
- " - collected,	724,690.00
Percentage of collection,	36.3%
Collection goal,	60%

2. Rationalization of salaries.

Some employers are cutting wages of their employees on the ground that their business is dull but wages will be rationalized by taking every chance.

3. Investigation of the insured.

The investigation of the insured registered as of May 31 is now being conducted in accordance with the instruction from the Welfare Ministry and is expected to come to the end August 15.

4. Elimination of vessels to which seamen insurance is not applied.

This program will be carried out in Naka and Kaifu Guns after the adjusting goal of insurance premiums has been achieved.

Adjustment of payments of benefits for 2nd quarterly period.

1. Short courses will be held and guidance will be made with individual health insurance physician in order to rationalize handling medical treatment affairs and demands for payment of examination fees as follows:

- (1) Dissemination of regulations governing the physician who take charge of medical treatment.
- (2) Definition of sickness and wound originated during engagement in work or not.
- (3) Whether the medical treatment does come under the insurance provisions or not?
- (4) Dissemination of the policy of medical treatment.
- (5) Whether charges per point for medical treatment are correct or not?
- (6) Recognition of the aim of the Ministry, and regulations and notifications of the fund for payment of medical fees and the examination committee is again strongly stressed.
- (7) Posters, broad-casting through radio and newspapers are utilized for publication and propagandizing.

- 3 -

2. The benefit receiving right of the insured and the qualification of the former insured are investigated into to prevent the insured certification being unlawfully used when the premium collector examines it, as follows:
 - (1) Whether enterprisers or the insured have continuously received medical treatment after their qualification has become invalid or not?
 - (2) Whether the insured who lost the qualification in 3 months after they got it, had really an intention to work at the time of acquisition or actually engaged in work, or not? Whether they got the qualification by a proper way or not?
 - (3) Whether the certificates of the insured are being improperly used for medical examination or not?
 - (4) The insurance physicians will be told to collect invalid certificates and to prevent the certificate bearing the other's name from being used.
 - (5) Whether the insured and their dependants in hospital are right benefit receivers or not?
 - (6) Investigation into the qualification of the insured in connection with the recent medical treatment bill.
3. The following matters will be investigated with the enterprisers and the insured in order to rationalize the payment of allowances to the sick and the wounded.
 - (1) Whether they have received allowances during the shut-down of the works?
 - (2) Whether they were in the condition unable to work or not?
 - (3) Their handwritings.
 - (4) Date of the initial medical examination and the expiration of the legal period allowances.

- 4 -

Statement of 2nd Quarterly Programs and Objectives Office
handling funds for payment of fees for medical treatment
under Social Insurance.

Programs

1. Receiving and returning of the bills produced by the physician will be more puncturely conducted and examined bills will be presented to the insurer for payment as soon as possible
2. Efforts will be made for collection of treatment fees so that payment can be quickly made to the physician
3. Holding of a meeting
4. Holding of a short course for guidance of insurance physicians

Objectives

1. Clarification of handling bills and prompt payment
2. Full cooperation of insurance physicians to the medical treatment under the social insurance.
3. In view of the importance of the fund affairs, persons in charge will study and try to improve the handling of the affairs to make full operation of the fund.
4. The purpose of the medical treatment under the social insurance will be disseminated and guidance will be made for clearly writing bill for medical treatments to rationalize the medical.

MM

Monthly Progress Report for May

Insurance Section
Tokushima-Ken

I. Revenue Plan:

Nothing worth reporting.

II. Social Insurance Statistics:

1. Number of National Health Insurance Offices:

Health insurance 906

Welfare pension insurance 947

2. Number of persons covered under government management:

Male 14,237; Female 3,136; Total 19,343.

Average standard payment ¥4,649.00

3. Number of persons covered under welfare pension insurance:

Male 19,326; Female 8,422; Total 27,748

Average standard payment ¥4,817.00

4. Health insurance under management of association:

Number of offices 3

Number of persons insured:

Male 4,837; Female 2,092; Total 6,929

Average standard payment ¥5,825.00

5. Number of cases receiving benefits from association-managed insurance:

1,874

Amount of payment ¥1,411,423.00

6. Number of cases receiving benefits from National Health Insurance:

486

Amount of payment ¥1,091,256.00

7. Number of cases receiving benefits by the dependents from National Health Insurance:

370

Amount of payment ¥ 407,250.00

- 2 -

8. Percentage of insurance premiums collected:

Health insurance	0.228
Pension insurance	0.349
Seamen's insurance	0.219

As of end of May 1950

Kind	Amt. decided for collection	Amt. collected	Amt. not yet collected
Health Insurance	¥11,969,492.99	¥2,731,867.68	¥9,237,625.31
Welfare pension insurance	¥ 9,049,607.40	¥3,162,435.00	¥5,887,172.40
Seamen's insurance	¥ 1,560,315.56	342,522.00	¥1,217,793.56

Number of boats and seamen covered by Seamen's Insurance

Kind	No. of boat	No. of seamen	No. of boat (Previous month)	No. of seamen (Previous month)
Motor boat	6	124	6	109
Motor and sail driven boat	202	576	100	587
Fishing boat	5	78	8	117
Total	213	778	214	813

Number of cases insurance money delivered to seamen 23

Amount of insurance money delivered " " ¥149,718

Number of cases insurance money delivered to dependents 8

Amount of insurance money delivered to dependents ¥14,259

III. People's health Insurance:

1. Number of persons insured by community-managed insurance:

209,718

Number of persons insured by association-managed insurance:

15,328

- 3 -

IV. Referee and Appeal Board:

1. Number of case handled: 3

2. Action taken on appeals:

(1) An insurer shall furnish additional payment for medical treatment fee 1 case

In the case of payment for corset, the amount was fixed referring to the price fixed by another maker of corset ignoring the evidential document submitted; which is unreasonable.

(2) ^{The} An insurer should pay the insured disease and injury allowance 1 case

For a considerable length of time, a person performed his duty without taking medical treatment, who should be considered completely cured by a common idea of society, but it was decided that he was under continuous medical care. This was unreasonable.

(3) Appeal was retracted: 1 case

^{The} Claimant's statement was recognized to be reasonable and the insurer decided to pay as demanded. The object of demand becoming extinct, the case was retracted.

Report on Social Insurance Advisory Office:

Kind of Insurance	Content of advice	No. of case	Person made use of council	Decision
Health Insurance	Regarding dental treatment	1	Insurance doctor	Replied upon investigation
do	Regarding child delivery expense	1	A person insured	Replied
do	Re payment of medical care expense	5	A person insured	do
do	Re medical care after disqualified	3	Persons formerly insured	do
Welfare pension insurance	Re widow's pension	1	Widow of an insured person	do
do	Re withdrawal allowance from insurance	4	The insured persons	Replied upon investigation
Seamen's insurance	Re duration of payment for medical care	1	Person insured	Replied
do	Re payment of withdrawal allowance	2	Persons formerly insured	Replied upon investigation

- 4 -

Seamen's Insurance	Disease and injury allowance	5	Persons insured	do
do	Re pension to the bereaved family	1	Widow of the insured	Replied

V. Activities of Social Insurance Medical Care Advisory Council:

None.

VI. Social Insurance Medical Fee Payment Fund Office:

1. Number of cases handled: 20,442
2. Percentage of rejection by Receiving and Auditing Committee: 2.8%
3. Percentage of delinquent depositors: 21.2%

Monthly Progress Report (for May)

Measures taken for collection:

All persons in charge were mobilized for collection. But due to closing month for accounts of local taxes, the collection showed poorer results than expected, being forestalled by local tax collection.

Raising of base of monthly pay:

Investigation of 10 major plants and 40 minor plants revealed that the former made an increase of some 10%, while the latter showed decrease of around 20%. In average, it is taking its course steadily downward.

健康保険被保険者女 計一八三三平均標準報酬四八一九一
 厚生年金保険被保険者男 計一七七一平均標準報酬四八一七一
 組合管掌事業所數三組合 被保険者男 八三三 計六九二九名
 被保険者女 〇九三 計六九二九名
 組合管掌被保険者平均報酬額五八二五、一

五 組合管掌給付件數と金額一八七四件金額一四一、四三三、一
 六 健康保険給付件數及金額四八六件金額一〇九、一五五、一
 七 健康保険被扶養者給付件數及金額家族三七〇件金額四〇、四二二、〇
 八 保険料徴収のパーセント 健康保険〇、三三九 船員保険〇、一一九

昭和二十五年五月末現在

種別	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
健康保険	177,722.28	7,270	170,452.28
厚生年金保険	208,204	800	207,404
船員保険	177,011.7	11,711.11	165,300.6

船員保険法の適用を受けている船舶数と船員数

種別	船舶数	被保険者数	前月末	被保険者数
汽船	六隻	一二四名	六隻	一〇九名
機帆船	二〇二隻	五七六名	二〇〇隻	五八七隻
漁船	五隻	七八名	八隻	一一七隻
計	二一三隻	七七八名	二一四隻	八一三名

船員保険給付件數及金額二三件金額一四、二五九、一
 家族件數八件
 金額一、四三三、九、一

德保第一四三九號

昭和二十五年七月十四日

德島縣民生部保險課長

四國民事部山下ジョージ 殿

民事部報告月報提出について
標記の件五月分左記の通り報告致しますから宜敷く御取計らいます
下さる様御願ひ致します

記

一 社會保險統計

二 政府管掌健康保險事業所
健康保險九〇六事業所
年金保險九四七事業所

三 健康保險被保險者
男一三三三
女一三三三
計一三三三
平均標準報酬四、九〇一

四 厚生年金保險被保險者
男一、九三三
女一、九三三
計一、九三三
平均標準報酬四、一七一

五 組合管掌事業所數三組合
被保險者男四、八三七
被保險者女三、〇九七
計六、九三九名

組合管掌被保險者平均報酬額三、八二五

六 組合管掌給付件數と金額一八七四件金額一、四一、四三三

七 健康保險給付件數及金額四八六件金額一、〇九、三三三

會通念によつて治療したものと認めべきに... 決定せしは妥當でない

ハ審査請求を取消したるもの 一件
 請求者の申出を適當と認め保險者にをいて申立通り給付決定した
 たので請求の目的が消滅し取消した

徳島縣社會保險相談所報告

利用状況

保險の種類	相談内容	件数	利用者	通未
健康保險	齒科診療について	一	保險醫	調査の上回答
"	分擔費について	一	被保險者	同答
"	療養給付について	五	被保險者	同答
"	容養失後の療養について	三	元被保險者	同答
厚生年金	寡婦年金について	一	被保險者の寡婦	同答
"	脱退手當金について	四	被保險者	調査の上回答
船員保險	療養給付期間について	一	同	同答
"	脱退手當金の資格について	二	元被保險者	調査の上回答
"	傷病手當金	五	被保險者	同答
"	遺族年金について	一	被保險者の寡婦	同答

社會保險診療協議會

活動内容ナシ

社會保險診療報酬支拂基金事務所

取扱件数 10000件

診療報酬審査會の拒絶率 20.1パーセント

拂込遅延件数パーセント 11.1パーセント

事務所収入と支出額 収入額 1,211,890圓 支出額 1,109,250圓

国民健康保険

一 国民健康保険組合の種類及び組合種類別の被保険者

ニ 市町村營被保険者数 二〇九七一人

組合營被保険者数 一五三二八人

四 審査官及び國保審査會

一 審査取扱件数 三件

審査處理

イ 保険者は請求に療養費を追加支給すべきである一件コレセフト製作費を療養費として支給するにあたり證據書類を無視し他のコレセフト製作業者の定めた料金を参考として決定支給せるは妥當でない

ロ 保険者は傷病手当金を支給すべきである 一件

長山間に亘り醫師の診療を受くることなく勤務しているので社會通念によつて治療したものと認むべきに繼續せる疾病として決定せしは妥當でない

ハ 審査請求を取消したるもの 一件

請求者の申出を適當と認め保険者にをいて申立通り給付決定したため請求の目的が消滅し取消した

德島縣社會保險相談所報告

利用狀況

月次進行報告

五月分

収入対策

徴収係官を動員して徴収に當つたが地方税の出納閉鎖月のため先
取され小額の保険料の徴収を得たのみにて全く意外の成績であつ

標準報酬月額の上

大工場一〇事業所小工場四〇事業所について調査したが大工場は
一割程度の上昇を見たが小工場は二割程度の低下を見て平均して
見ると低下の一途にある様に思はれる

Report - Ishikushima Social Hygiene

指定病院 診療所
印現在指定病院
耳他は医師個人による指定済

31	坂州診療所	
30	三好郡北灘村	三好郡北灘村
29	三好郡北灘村	三好郡北灘村
28	三好郡北灘村	三好郡北灘村
27	三好郡北灘村	三好郡北灘村
26	三好郡北灘村	三好郡北灘村
25	三好郡北灘村	三好郡北灘村
24	三好郡北灘村	三好郡北灘村
23	三好郡北灘村	三好郡北灘村
22	三好郡北灘村	三好郡北灘村
21	三好郡北灘村	三好郡北灘村
20	三好郡北灘村	三好郡北灘村
19	三好郡北灘村	三好郡北灘村
18	三好郡北灘村	三好郡北灘村
17	三好郡北灘村	三好郡北灘村
16	三好郡北灘村	三好郡北灘村
15	三好郡北灘村	三好郡北灘村
14	三好郡北灘村	三好郡北灘村
13	三好郡北灘村	三好郡北灘村
12	三好郡北灘村	三好郡北灘村
11	三好郡北灘村	三好郡北灘村
10	三好郡北灘村	三好郡北灘村
9	三好郡北灘村	三好郡北灘村
8	三好郡北灘村	三好郡北灘村
7	三好郡北灘村	三好郡北灘村
6	三好郡北灘村	三好郡北灘村
5	三好郡北灘村	三好郡北灘村
4	三好郡北灘村	三好郡北灘村
3	三好郡北灘村	三好郡北灘村
2	三好郡北灘村	三好郡北灘村
1	三好郡北灘村	三好郡北灘村

徳島市長解職請求書

一 徳島市長解職請求書旨

今般徳島特別都市計画事業下水道受益者負担金に付て六分
行つ調査を行はず不當且つ非民主的に負担額及び負担金
も開かず民意を無視し市長が獨断に一方的に工事開始地一區
賦課ししかも其地域内住民に負担額も考慮せず且つ水田に賦課を
す如きは苛酷なり

今や財界は混乱し課税の重壓は一般市民を苦しめ強制命令は数十余
件に及ぶ中小高工企業者の破産者續出、折柄倉富の差別なく地價、
高下や地域の利害の關係も考慮せず均一に高額なる賦課をなす如きは
戦後の飛躍的發展途上にある我等徳島市民に悪影響を及ぼすは火を是了
より明である

健康保険、運送品にも高額材料金を取立て生活困窮者を苦しめ、
不逞市民の迷惑は想像以上なり依て市民は是を改善し市民の輿望に添わ

徳島市

人とするに他ならず

依て地方自治法第八十一條に依り請求す

昭和二十五年六月十日

徳島市議會解散請求書

一 徳島市議會解散請求書

現下我徳島市政の一斑を見るに復興都市計画の真髓の一に
民力の涵養にあるに均しく中税の荷重を尻目に向け極めて不合理
なる建済保険制度の強行並に危大なる経費を必要とする下水道
工事の敢行し然も市費乱費の聲を聞くは是を監視督勵するの舉に
出でぬ

そこの愛市の輩は之を黙過するに忍ぶ個人として將又一地區として夫々具
体案を提示して只管市議會に是正方を申入れた水の頑迷に議會は
一度の審議せしむ異議に對し握りつゝしにたすなひ非民主的行爲なり
依て地方自治法第七十六條に依り請求す

昭和二十五年六月十日

徳島市

明治三十四年十二月十三日生

弟と共に鉄工所を営む町内に於ける世話好である思想動向としては真面目で悪い事はない。元は本籍地の天三町で小さい

徳島市

鍛冶屋を営む戦後より上り鉄工所を開いているものがある

△上助任町四月一五五

柴田大五郎

明治三十年三月五日生

學歷、経歴等不明、主食(外係のブローカーを営む)模様である思想動向も不詳

△中吉野町三月七七

生 藤 吾 一

明治三十七年四月二十四日生

農業、高等小學校卒性質素行温厚思想關係不詳
△福島仲町三月一七
林 竹五郎

明治十二年十一月二日

建具職生活擁護同盟員然し特異の動向はない
學歷不詳

△庄町三丁目八番地

吉田長十郎

明治三十四年三月二十五日生

脇中卒業當時阿波商業銀行頭取吉田安二郎方へ養子として銀行員として勤務し退職後は金融業としてゐるか
保険問題に付いて町内の世話係としてゐるので思想的動向はなにか世話に乗出してゐるものである

△藏本元町三丁目六七

藤一雄

大正五年十一月二十日生

小學校卒業業理髮業開業現在に到る人間は極真面目でありきりて思想的動向等は良方であつた。世話好である
△新佐古町十丁目二
岸定雄

明治三十四年十二月十二日生

弟と共に鉄工所を営む町内に於ける世話好である思想的動向としては真面目で悪い事はない。元は本籍地の矢三町で少さい

徳島市

鍛冶屋を営む戦後存上り鉄工所を営んでゐるものがある

△上助任町四丁目一五五

柴田大五郎

明治三十年三月五日生

學歴、経歴等不明、主食(外係のフローカーを営む)模様である思想動向も不詳

△市伊賀町三月一日
み人類飯飲食店を以てを以て常會會長とし、工日せ
近に於ける世話好であるが特異の思想動向はない模様
である

徳島市

△市伊賀町三月二十六日 西村梅子方太 田廣 土口

明治三十九年十二月十日生

昭和十五年頃より縣庁勤務労課に勤務し前記西村梅子方
へ入夫となり現在自宅に於て一医業類似業に従事する
思想動向不詳

亀岡 清

△市伊賀町三月六日

明治三十六年八月二十四日生

教員昭和六年頃より麻植郡鴨島町に居住していたが
現在鴨島学園に勤務中思想動向不詳

△南出末島町三月三日 巽新吉養子 松田 綱

大正十一年十月一日生

本人は夜間中學校卒業し巽新吉三女ヨシ子養子縁組末入
籍職業は養文、鉄工業の旋盤工として現在に及ぶ思想
動向温順真面目で政党色もなく良好のものである

△中昭和町一丁目

高永米太郎

以前より一町歩余の農家にして附近に於ける世話好で附近の風評も最も良好である。思想関係等もありません

△榮町一丁目

新居貞雄

専ら中心で旅館等々をとり本人は酒を飲んではいらくしている。思想動向等特異なものはない。下水道問題は直接利害関係があるものである。

△榮町一丁目

中野秀雄

建具商をとり思想動向等も特異なものはない。認められたいが直接下水道問題に關係がある。

△鷹一丁目

阿部政

め人類飯飲食店をとり常會長もしてあり附近に於ける世話好であるが特異の思想動向はない模様である。

徳島市

△市伊賀町三丁目一六の二

西村梅子方太田廣士

明治三十九年十二月十日生

昭和十五年頃より縣庁勤務労課に勤務し前記西村梅子方へ入夫となり現在自宅に於て一医業類似業に従事する。思想動向不詳

△市伊賀町三丁目六一

亀

岡

清

明治三〇年八月二〇日生

戦前日振次でコンニマク高日本生命特約店として戦後は火災保険の取引店として退職等なく思想動向は温順の方である。その他子供の時事新聞社に勤務してゐる。

徳島市

△昭和所六丁目

吉田 昭 明治三八年三月六日生

農業。相当大きな農家にして消防團長。話役とあり。附近の風評等も良好である。思想干係は別とない。

△中昭和所五丁目

中川 正五郎 明治四四年八月二日生

指物大工を以前より家庭に於て行つてゐる。思想干係は別とない。

△からどき橋三丁目

井 収 夫 明治一〇年一月二八日生

元船員としたことあり(上海航路の高級船員)二十年前より退職後無職現在に及ぶ。思想干係等はない。

△中昭和所五丁目

津田 仁平 明治三三年三月二日生

従来自主に於て鍛冶屋を営んでゐたが税金の負担から廃業してからどき橋笠井工務所に勤務し水道干係工事に従事してゐる。思想関係等なし。

△福島仲町三丁目

美

馬藤次郎
明治三十二年一月一日生
当六十五年

ブローカー名東郡南井上村黒田出身 銀行外交員と元として
わがが永い間大阪に在住し最近帰徳したもので
引揚援護会に出入りしてゐる思想動向不詳學歷不詳
△南仲町一丁目三番地
五島新平

明治八年二月一七日生

學歷高小卒古物高思想動向温順派出版社建設等
の世話をしたことあり世話好き古物組合理事
△柴町三丁目
清水役花

明治二十年八月二日生

戦前日鐵次でコンニャク高日本生命特約店として戦後
は火災保険の取引店として職等をなく思想動向は温順
の方であるその他子供の時事新聞社に勤務してゐる

徳島市

△昭和町六丁目

吉田
明治三十二年一月一日生

農業担当人き農家にして消防團世話とかなし
附近の風評等も良好である思想干係は別になし

△中昭和町五丁目

中川正五郎
明治四十二年八月一日生

指物大工を以前より家庭に於て行つてゐる思想干係は
別になし

助任本町七丁目三十番地	明治一二年一二月二日生	林竹五郎
上助任町四丁目百四十八番地	明治三年八月九日生	大内喜三太
仲之町二丁目十一番地	明治八年四月一日生	増田万花
仲之町一丁目十五番地	明治三年七月八日生	北村篤次郎
からどき橋二丁目二十八番地	明治三年一月二日生	島田萬二郎
付買町一丁目三番地	明治三年七月八日生	黒田三夫

惠島市

健康保険保養所規程準則

第一條

健康保險法第二十三條の規定によつて政府管掌健康保險の被保險者及び被扶養者の健康の保持増進を圖る目的を以て健康保險保養所(以下保養所という)を設置し、その運営についてはこの規程による

保養所の名稱、位置及び開設年月日は別に之を告示する

第二條

保養所の管理については都道府縣知事(以下知事という)が之に當り前項の管理について知事が適当と認めたる者があるときはこれをその者に委託することができる

第三條

保養所を設置し、その保養所の管理に関する事項を審議するもの健康保險保養所運営協議會(以下協議會という)を置くものとする

第四條

協議會は知事の諮問に應じて審議し、文書を以て答申する。外、自ら知事に対して文書を以て建議することがある

香 川 縣

第五條

協議會は被保險者を代表する委員、事業主を代表する委員及び被保險者を代表する委員各一人をもつてこれを組織するものとする。各委員は知事が之を委嘱する

第六條

委員の任期は一年とする

委員の缺員をまじはらば、新たに委員を委嘱したる委員の任期は前任者の

託することかである

第三條 保養所を設置し、その保養所の管理に関する事項を審議するたの健康保険保養所運営協議會（以下協議會といふ）を置くものとする。

第四條 協議會は知事の諮問に應じて審議し、文書を以て答申する。外、自ら知事に対して文書を以て建議することがある。

香 川 縣

第五條 協議會は被保険者を代表する委員、事業主を代表する委員及び保険者を代表する委員各一人をもつてこれを組織するものとする。又委員は知事が之を委嘱する。

第六條 委員の任期は一年とする。委員の缺員を生じたとき、新たに委嘱した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第七條 協議會は必要に應じて用ゐるものとする。

第八條 協議會は毎年事業年度経過後三十日以内、其の年次に於ける協議會の活動状況審議の呈過概要及建議の大要を文書を以て知事に報告するものとする。

第九條 協議會に書記一人を置き、保険課の職員に之を知事が之を命ずる。書記は事務上の援助、其の他庶務に従事する。

第十條 保養所は政府管掌健康保険の被保険者及びその被扶養者が

次の各号の次に該当して入所申込の当時罹病者でない者の利用に供するものとする

一、疾病負傷が治癒したばかり健康の回復増進を図るため保養の必要があると認めたる者

二、過労のため休養を必要と認めたる者

三、身体虚弱な者

四、健康診断により保養を必要と認めたる者

五、その他休養を必要と認めたる者

第十一條 前條の規定により保養所に入所しようとする者に対して知事は

七日以内の入所期間を定めて之を承認するものとする

但し特別の事由により必要があると認めたるものはこの限りではない

前項の場合に於て入所に要する費用は全額國庫員担とする

第十二條 第十條の規定に拘らず健康者である被保険者及びその被扶養

香 川 縣

者で保養所の利用を希望する場合はその事業の運営に支障のない限り入所させることが出来る

前項の場合に於ては特別の事情のない限り入所期間は二日以内とする

第十三條 保養所入所者の入所順位については第十條に該当するものを先